

[論 文]

フランス連結会計基準の国際的調和 (24)

- 連結会計基準の特徴 -

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄 (以上第 35 巻第 4 号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998 年 12 月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - (6) 連結会計の基本原則 (以上第 36 巻第 2 号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
(以上第 36 巻第 3 号, 第 37 巻第 2 号, 第 3 号, 第 4 号)
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
(第 38 巻第 1 号, 第 39 巻第 2 号, 第 3 号)
 - (10) 外貨換算会計
(第 39 巻第 4 号, 第 40 巻第 1 号)
 - (11) リース会計 (第 40 巻第 4 号)
 - (12) 連結計算書類の作成基準
(第 43 巻第 1 号, 第 44 巻第 3 号, 第 45 巻第 1 号, 第 2 号, 第 4 号, 第 46 巻第 2 号, 第 47 巻第 1 号)
4. 連結の会計方針と国際的基準への対応
(第 49 巻第 1 号)
5. 税務会計の影響 (第 50 巻第 3 号)
6. プラン・コンタブル・ジェネラルと税務会計
(第 52 巻第 4 号)
7. 連結会計基準とプラン・コンタブル・ジェネラル - むすびに代えて -
 - (1) プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG)

の特徴

- (2) プラン・コンタブル・ジェネラルの法的効力と商法・会社法規制との関係
(第 54 巻第 1 号)
- (3) 連結会計基準の特徴 (以上本号)
- (4) 国家会計審議会 (CNC) の組織構成上の特徴 (以下次号)

7. 連結会計基準とプラン・コンタブル・ジェネラル - むすびに代えて -

(3) 連結会計基準の特徴

前稿 (大下, 2017) で明らかにしたとおり、プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général; PCG) は多方面における利用を想定した「一般的性格の共通基準」として位置づけられてきた。これに対して、連結会計基準は、企業集団に係る連結計算書類の作成のための基準である。

フランスにおける連結会計基準は 1968 年国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité; CNC) 連結報告書・勧告書から始まる。1968 年、国家会計審議会 (CNC) は「貸借対照表と損益計算書の連結に関する勧告書第 1 号 (Recommandation N°1 sur la consolidation des bilans et des comptes)」(本稿では「1968 年 CNC 連結勧告書」と呼ぶ) を公表した。

1968 年 CNC 連結勧告書は、同年の CNC の報告書『貸借対照表と損益計算書の連結 (Consolidation des bilans et des comptes)』(本稿では「1968 年 CNC 連結報告書」と呼ぶ)

における各検討項目の結論的部分を勧告としてまとめたものである。なお、1968年CNC連結報告書・勧告書は、1968年3月20日付経済・財務省令がこれを正式に承認している。

その後、1985年には、連結計算書類に関する1983年6月13日EC会社法指令第7号の国内法化を目的として、1985年1月3日法律（以下「1985年連結会計法」と呼ぶ）とその1986年2月17日適用デクレが商法・会社法に連結会計規定を導入した。

これに対応して、1986年には、上記1985年1月3日法律とその適用デクレを考慮した上で、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）に連結会計原則「第IV章 計算書類の連結：方法論」（以下「1986年PCG連結会計原則」と呼ぶ）が追加された。

1986年PCG連結会計原則は1999年に改訂され、会計規制委員会（CRC）規則第99-02号（以下「1999年連結会計規則」と呼ぶ）として分離・独立している。

以上の1968年CNC連結報告書・勧告書、1985年連結会計法とその1986年適用デクレ、1986年PCG連結会計原則、1999年連結会計規則が、フランスにおける連結会計基準を形成してきた。

① 連結会計基準の構造の複合化と会計システムの二元化

1) 連結特有の処理に係る基準

第1図表は、1968年CNC連結報告書・勧告書の構成・内容を示したものである。これによれば、1968年CNC連結報告書は、「序」、第1部「連結方法の研究」、第2部「連結作業」および「結論」により構成され、連結方法を研究した上で、連結作業の分析を行うという構成になっている。

1968年CNC連結勧告書は当該連結報告書の結論的部分を勧告書としてまとめたものであり、一般原則、連結範囲、連結方法、事前の再処理（在外企業の換算を含む）、内部取引の消去、連結売上高の定義、連結差額、連結成果およびグループ計算書の作成・表示から構成されている（CNC, 1973, pp. 65-68）。いずれも連結特有の問題に関わっている。なお、「連結差額（différence de consolidation）」とは、子会社における支配獲得後の「剰余金（résERVE）」を意味する。剰余金概念は会社法上明確な形で定義されているのに対して、企業集団は法的に位置づけられていないことから、同報告書・勧告書は、支配獲得後の子会社の「剰余金」を「連結差額」という用語で表現している。

第1図表 1968年連結報告書・勧告書の構成・内容

1968年CNC連結報告書	1968年CNC連結勧告書
序	
第1部 連結方法の研究	一般原則
A. 諸外国の実務・法令	
B. 用語	
C. 連結企業集団の構成	連結企業集団の構成（連結範囲）
D. 連結方法	連結方法（全部連結・比例連結・持分法）
第2部 連結作業	事前の再処理
A. 事前の再処理	内部取引の消去
B. グループ内の内部取引の消去	連結売上高の定義
C. 連結売上高の決定	連結差額
D. 連結	連結成果
E. 連結差額	グループ計算書の作成と表示
F. グループ計算書の作成と表示	
結 論	

（筆者作成）

前稿(大下, 2017)で明らかにしたとおり、プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)の構成・内容に係る基本的特徴は、会計に関する一般規定(会計組織・会計帳簿・勘定記入に関する一般規定)、用語の明確な定義、勘定計画における勘定分類と10進法によるコード化、一般会計における費用・収益の性質別分類、勘定の運用に関する詳細な記述、評価規則、総合書類(貸借対照表・成果計算書など)の標準モデルの提示である。

つまり、PCGは、独自の観点から勘定計画における勘定分類・勘定リストといった勘定システムを中核として、会計用語の定義、会計帳簿の組織、体系的な勘定の設定・運用、決算書類の標準モデルの提示をも含む、組織・事業体の会計システムの整備とその運用のための守備範囲の広い一般的性格の会計基準である。それは、種々の分野で共通基準として用いることが想定されている。しかも、フランスでは、個別計算書類の社会的機能が重視されているため、プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)の一般基準としての重要性も大きい。

これに対して、1968年CNC連結報告書・勧告書では、勘定分類や評価規則などの問題は、個別計算書類に係る「事前の再処理」の中で、連結対象項目の同質化との関連で取り上げられているに過ぎない。すなわち、当該同質性の確保の観点から、連結企業集団を構成する各社に共通の勘定分類と表示および共通の評価規則(特に固定資産、棚卸資産、減価償却、減価引当金など)の採用が求められた(CNC, 1973, pp. 37-38)。

また、1968年CNC連結報告書には、その附録(appendice)において、連結特有の用語とその定義および連結特有の勘定科目が追加的に示されている。連結特有の用語として定義された28の用語は次のとおりである(CNC, 1973, pp. 71-73)。すなわち、

調整(ajustement)、連結売上高(chiffre d'affaires consolidé)、グループ計算書(comptes de groupe)、連結(consolidation)、連結を行う(consolider)、本支店会計(contraction comptable)、連結差額(différence de consolidation)、連

結企業集団(ensemble)、等値(équivalence)、子会社(filiale)、親会社グループ持分(groupe)、統合(intégration)、統合を行う(intégrer)、親会社グループ外持分(intérêts hors groupe)、参加(participation)、多元的参加(participation multiple)、全体的再評価(réévaluation)、連結成果(résultats consolidés)、再処理(re-traitement)、再評価(revalorisation)、連結純資産(situation consolidée)、下位子会社(sous-filiale)、連結会社(société apparentées)、従属会社(société dépendantes)、閉鎖会社(société fermée)、親会社(société mère)、支店(succursale)、連結のれん(survalueur)。

子会社や支店といった用語を除けば、いずれも1957年PCGの「用語解説」には見られないものである。

第2図表は、追加的に示された連結特有の勘定科目のリストである。1957年PCGの勘定分類をベースに連結を準備するために必要とされる勘定科目がその注釈と伴に示されている。すなわち、クラス1の二桁勘定16「長期借入金」の細分割勘定に、外国政府等による資金凍結に係る165「凍結前受金・交互計算勘定(avances reçues et comptes courants bloqués)」、さらにこの細分割勘定として、1654「出資者(Associés)」と1655「連結会社(société apparentées)」を設ける。なお、この場合の連結会社とは親会社(société mère)および従属会社(société dépendantes)を含めた連結企業集団構成企業を表す。

クラス2「固定資産」勘定の25「長期貸付金」における255「凍結前払金・交互計算勘定」、2554「出資者」および2555「連結会社」の開設も同様である。クラス3「棚卸資産」勘定では、必要に応じて、企業集団内の取引に係る棚卸資産を商品、原材料、製品などにおいて区別して処理する。

債権・債務勘定のクラス4「第三者」勘定では、40「仕入先」勘定の細分割勘定として405「仕入先-連結会社」を、41「得意先」勘定の細分割勘定として415「得意先-連結会社」を、49「仮勘定」の細分割勘定として495「連結会社」を設けることが国家会計審議会(CNC)により容

第2図表 連結のためのPCGの追加的勘定

クラス	勘定番号	勘定科目名	注 釈
1	165	凍結前受金・交互計算勘定	国家会計審議会によりすでに設置容認
	1654	出資者	
	1655	連結会社	同 上
2	255	凍結前払金・交互計算勘定	
	2554	出資者	
	2555	連結会社	必要に応じて開設 国家会計審議会により設置容認 国家会計審議会により設置容認 商事会社法第354条・第355条により必要となる用語上の拡張 仮勘定 国家会計審議会により設置容認
3		グループ内譲渡に係る棚卸資産を区別	
4	405	仕入先 - 連結会社	
	415	得意先 - 連結会社	
	45	連結会社	
	450	連結会社交互計算勘定	
	455	親会社交互計算勘定	
	459	連結会社勘定減価引当金	
	495	連結会社	同 上
5	505	連結会社前受金	
	515	連結会社前払金	必要に応じて開設
6		連結会社に係る仕入	
7		グループ内収益：売上、付随収益、金融収益	同 上

(CNC, 1973, p. 75)

認された。

さらに、1957年PCGは、クラス4に45「子会社（または親会社）」勘定、その細分割勘定として450「子会社交互計算勘定」、455「親会社交互計算勘定」、459「子会社（または親会社）勘定減価引当金」を設けているが（CNC, 1965, p. 108）、これを45「連結会社」、450「連結会社交互計算勘定」、459「連結会社勘定減価引当金」に変更する。1966年商事会社法第354条（子会社の定義）および第355条（参加会社の定義）により、子会社に限定した1957年PCGの勘定分類に用語上の拡張が必要になったからである。

クラス5「財務勘定」では、50「短期債務」勘定の細分割勘定として505「連結会社前受金」、51「短期債権」勘定の細分割勘定として515「連結会社前払金」を設けることが国家会計審議会（CNC）により容認された。

最後に、クラス6「費用勘定」では連結企業集団構成企業に係る仕入をそれ以外の仕入と区別するために、また、クラス7「収益勘定」では企業集団内の収益（売上、付随収益および金融収益）をそれ以外の収益と区別するために、必要に応じて適切な勘定科目を設けるのであ

る。

連結を行うためには、連結企業集団構成企業に係る取引のデータが明確に把握されることが必要である。1968年CNC連結報告書は、このような目的で、1957年PCGの勘定分類をベースに連結上必要な追加的勘定科目を提示したのである。

以上のとおり、1968年CNC連結報告書・勧告書は、いずれも1957年プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）が定めていないまたは明確にしていない連結特有の事項を取り上げていることがわかる。1968年CNC連結報告書・勧告書がこのような構成・内容になっている理由は、企業集団単位の連結計算書類が、連結企業集団を構成する個々の企業の個別計算書類をベースに連結特有の処理を加えて作成されるからである。

つまり、1968年CNC連結報告書・勧告書は、個々の法的実体ベースの年次計算書類（個別計算書類）の存在を前提とし、これに連結特有の処理を加えて連結計算書類を作成するための基準なのである。従って、当該報告書・勧告書は、一般基準・共通基準としてのプラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）とは基準の構成が大き

く異なっていた。

2) 連結会計基準の構造の複合化と会計システムの二元化

1968年 CNC 連結報告書・勧告書は、1985年連結会計法が出現するまでの期間、フランスにおける連結会計基準として位置づけられた。しかし、ロンドン証券取引所やニューヨーク証券取引所など国外の取引所に上場を計画する国際的企業グループが出てくると、1968年 CNC 連結報告書・勧告書に定めがないさらには1957年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) に定めがない会計処理について、英国基準 (UK-GAAP)、米国基準 (US-GAAP) あるいは国際会計基準 (IAS) に定める処理を独自に採用するという実務が出現した。例えば、リース会計、税効果会計、為替換算会計、連結のれんの償却などがこれである。

フランスでは、このような連結会計の実務が1970年代～1980年代に見られた。第3図表は、1968年 CNC 連結報告書・勧告書以降の1985年連結会計法とその1986年適用デクレ、1986年連結会計原則および1999年連結会計規則の構成・内容を示したものである。

これによれば、連結の範囲、連結方法、正規性・真実性・誠実な概観などの一般会計原則、連結決算日、連結の再処理、連結企業集団内の取引の消去、評価規則・方法、資本連結、連結のれん、所得税の処理 (繰延税金)、在外企業の計算書類の換算、連結売上高、連結計算書類といった項目に関わっており、前出1968年 CNC 連結報告書・勧告書と同様、基本的に連結計算書類の作成のための基準であることがわかる。なお、1968年 CNC 連結報告書・勧告書に見られた「連結差額」は「剰余金」という表現に変更されている。

しかし、前出1968年 CNC 連結報告書・勧告書にはない新しい項目が見られる。1985年連結会計法における会計監査人への提出と連結計算書類の監査、正規性・真実性・誠実な概観などの一般会計原則、評価規則に係る「一定の条件での評価規則の使用可能性」と1986年適用デクレにおける「商法典に定めのない評価規則」

および「繰延税金の処理」などがこれである。

一般会計原則は個別計算書類に係る規定においても同様の定めがある。繰延税金の処理は個別計算書類にも関係しうる処理であるが、連結会計次元に限定して先行的に導入されたものである。

評価規則に関しては、個別計算書類に係る一般規定が商法典に定められているが、上記規定は商法典に定めのない評価規則を、一定の条件で使用可能とするものである。ファイナンス・リースのオン・バランス処理、外貨建債権・債務に係る為替換算差額の損益処理などがこれである。筆者は、連結上これら会計処理を容認する1986年適用デクレの「商法典に定めのない評価規則」を「D248-8条オプション」と呼んできた。

繰延税金の処理、ファイナンス・リースの処理、外貨建債権・債務に係る為替換算差額の処理は1986年連結会計原則および1999年連結会計規則にも導入された。

すなわち、ファイナンス・リースの処理および外貨建債権・債務に係る為替換算差額の処理は、1986年連結会計原則では「オプション的再処理 (retraitements optionnels)」(CNC, 1986, pp. II. 148-II. 150)として、1999年連結会計規則では「優先的方法 (méthodes préférentielles)」(30. 「一般原則」)として、繰延税金の処理はいずれも標準的処理 (CNC, 1986, pp. II. 152-II. 155) または標準的方法 (31. 「所得税」)として定められている。

プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) の一般会計は、これら処理を認めていないまたは定めていないにもかかわらずである。

このように、1985年連結会計法以降の連結会計基準は、

- ・連結特有の処理に係るもの (連結範囲・連結方法、事前の再処理、内部取引の消去、資本連結、連結のれん、在外企業の計算書類の換算、連結売上高、連結計算書類、連結決算日など)
- ・個別計算書類の作成に係る一般規定と重複するもの (一般会計原則など)

第3図表 1985年連結会計法・適用デクレ、1986年PCG連結会計原則、1999年連結会計規則の構成・内容

連結会計法・適用デクレ (商法・会社法の規制)		1986年PCG連結会計原則	1999年連結会計規則
1985年1月3日法律	1986年2月17日適用デクレ		
連結計算書類の作成義務・支配の定義、連結免除 支配のタイプと連結方法 連結禁止・除外 連結計算書類の構成と内容 正規性・真实性・誠実な概観 注記・附属明細書における追加的情報 連結計算書類の作成方法、同質的評価方法・連結再処理 一定の条件での評価規則の使用可能性 連結決算日 連結経営報告書の内容 会計監査人への提出 連結計算書類の監査	連結方法 連結方法と成果計算書の成果 第一回連結差額の処理 被連結会社の親会社株式・投資 有価証券・一時所有有価証券の処理 連結売上高の定義 連結の再処理 為替換算差額の処理 商法典に定めない評価規則 貸借対照表の表示・義務的項目 成果計算書の義務的項目 繰延税金の処理 注記・附属明細書の義務的項目 連結計算書類の作成・公表義務 の免除、免除の数値規準	第1節 連結の方法 第2節 連結規則： 一般会計原則の遵守 第一回連結差額 の概念 決算日 評価規則・方法の同質性と 選択 連結企業間の取引の消去 繰延税金 在外企業計算書類の換算 売上高の定義 再評価・内部的再構築の取 引の連結に対する影響 持分法に特有の規定 第3節 連結総合書類	第1節 連結の範囲と方法 第2節 連結規則： 全部連結・比例連結・持分 法 第3節 評価と作成の方法： 一般原則 所得税 外貨表示計算書類の換算 第4節 連結総合書類 第5節 適用の経過措置

(筆者作成)

- ・会計処理に関して個別計算書類の作成には適用を制限されているもの(繰延税金の処理など)
- ・個別計算書類の作成では認められていないもの(リース・換算の処理など)

から構成されている。すなわち、連結会計基準の構造が複合化しているのである。筆者は、1968年CNC連結報告書・勧告書の下で、1970年代～1980年代に見られたフランス企業の連結会計実務が当該複合的構造の形成の背景にあると考える。

これら処理は、一部の国際的企業が米国基準や国際会計基準に従い採用していた処理である。

連結会計基準の構造上の複合性は、ある意味、これら企業の実務を1985年連結会計法以降においても継続するのを可能にするためにとった措置の結果である。

このような複合的な構造を有する連結会計基準は、年次計算書類(個別計算書類)に係る会計基準の体系(商法典とプラン・コンタブル・ジェネラル)に対して、自律的な運用の余地をもたらす。個別会計次元と連結会計次元の会計システムの二元化への道である。

フランスの会計システムは、1998年4月6日法律第98-261号第6条(旧商法典第L233-24条)を経て2004年12月20日オルドナンス

第2004-1382号第1条(商法典第L233-24条)により二元化されることになる。

すなわち、1998年4月6日法律第6条は、欧州共同体域内の上場フランス企業に対して、連結計算書類の作成基準として、国内基準ではなく国際会計基準(IAS/IFRS)または米国基準(US-GAAP)の採用を認める法的枠組みを設けた。筆者は当該規定を「6条オプション」と呼んできた。

また、2004年12月20日オルドナンスは、2002年7月19日EU規則を受けて、2005年からEU域内の上場会社の連結計算書類に、国際会計基準(IAS/IFRS)の適用を強制するものである。

第4図表は、EUレベルの国際会計基準(IAS/IFRS)の強制適用への動きを受けて、2001年に国家会計審議会(CNC)がまとめたIAS/IFRSの適用に関する方針とその影響である。国家会計審議会(CNC)は、連結計算書類に関して、資本市場で広く資金公募を行う上場会社などに対して国際会計基準(IAS/IFRS)を強制適用とし、非資金公募会社に対してはその適用を任意とする方針を決定した。

これにより、連結次元の会計基準としては、国際会計基準(IAS/IFRS)と国内基準(1999年連結会計規則)が併存することになるが、国内の基準をIAS/IFRSに近づけるためのコン

第4図表 国際会計基準 (IAS/IFRS) の適用に関する国家会計審議会 (CNC) の方針とその影響 (2001年)

	対象企業	方針	影響
連結 計算 書類	資金公募会社 (約 970 社)	国際会計基準 (IAS/IFRS) の強制適用	国際会計基準理事会 (IASB) の作業への積極的な参加の必要性
	非資金公募会社 (約 8,000 社)	・国際会計基準 (IAS/IFRS) の任意適用を容認 ・国際会計基準 (IAS/IFRS) の非適用企業は 1999 年連結会計規則 (CRC 規則第 99-02 号) を適用	・1999 年連結会計規則 (CRC 規則第 99-02 号) を国際会計基準 (IAS/IFRS) に近づけるためのコンバージェンスの必要性
個別 計算 書類	会計義務の適用されるすべての 自然人・法人	・1999 年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) の適用 (フランスの制度的状況を考慮して現段階では国際会計基準 (IAS/IFRS) の任意適用を容認しない)	・国際会計基準 (IAS/IFRS) への接近に配慮した 1999 年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) の改正の必要性 ・中小企業と極小企業への特別措置の必要性

(CNC, 2001, p. 20 に基づき筆者作成)

バージェンスの必要性が認識されている。他方、個別計算書類は国内基準 (1999 年 PCG) を適用する。

国際会計基準 (IAS/IFRS) は、会計基準に係る国内的なガバナンスの枠組みを超えた民間の国際会計基準理事会 (IASB) がこれを決める。IASB の作業はフランス一国の利害と関わりなく展開される可能性が大きい。そこで、IASB の作業に積極的に参加することの必要性が CNC により認識されるが、一国の会計システムが二元的に運用されることに変わりはない。

② 連結会計先進国の制度・実務の影響

フランスの連結会計基準は、諸外国、特に米国・英国などのアングロ・サクソン諸国の会計実務の影響を受けてきた。筆者は、最初の連結会計基準である 1968 年 CNC 連結報告書・勧告書の成立ちにその元々の原因を見出すことができると考えている。そこで、1968 年 CNC 連結報告書・勧告書を取り上げ、その成立ちを分析してみたい。

1) 連結会計実務の経験の不十分性

a. 企業の実務

フランスで最初に公表された連結計算書は、1950 年に、スタンダード・オイルのフランス子会社エッソ・スタンダードが公表したものが

最初である (Saint-Pierre, 1969, p. 5187)。フランスの大企業グループによる連結計算書の公表は、さらに遅れて 1966 年に始まる。フランス石油 (Compagnie française des pétroles; CFP・現トタル (Total))、サン・ゴバン (Saint-Gobain) およびローヌ・プーランク (Rhône-Poulenc) の 3 つの大企業グループが連結計算書を公表したのが最初である (野村, 1976, 6 頁)。

フランス石油、サン・ゴバンおよびローヌ・プーランクの連結計算書は、国家会計審議会 (CNC) のパンフレット「グループ計算書作成の一般的方法に向けて (Pour une méthode générale d'établissement des comptes de groupes)」に従い当初内部で試験的に作成され、数年の経験の後、1966 年に 1965 年度連結計算書として初めて外部に公表されたものである。

国家会計審議会 (CNC) の当該パンフレットは、CNC 内の研究グループ (以下「CNC 連結研究グループ」と呼ぶ) が 1964 年 8 月に作成したものである。その後、当該研究グループはメンバーを拡充し、同時期の専門会計士・認許会計士協会 (OCCCA) や財務アナリスト協会などの連結会計に関する研究を考慮しつつ、最も有効な連結方法の探求という観点から研究を継続した成果が前出「1968 年 CNC 連結報告書」である。当該報告書は「グリーン・パンフレット (brochure verte)」と呼ばれ、「1985 年連結会

計法」が出現するまでの間、フランスの連結会計に係る方法論の決定版とされた。

1968年CNC連結報告書・勧告書は、当時の連結会計実務の先進国の経験を研究し、フランスの事情を考慮した上で作成された基準である。同報告書は、「外国の現行実務はフランスにそのまま移植できないが、これを可能な限り検討することが必要であった。」(CNC, 1973, p. 3)、「フランスで実現可能なものを研究するために外国の経験からの教えを用いることが良いと判断した」(CNC, 1973, p. 17)、「外国の実務および法令の研究は、共通の用語を用いることの効用と技術的に使用可能な方法を選択することの必要性を示している。」(CNC, 1973, p. 17)ことを明らかにした。

同報告書が連結会計実務の先進国の経験を研究したのは、当時のフランスに連結会計実務の経験がほとんどなかったからである。既述のとおり、外資系子会社が連結計算書を公表したのが1950年、フランスの3つの大企業グループ(フランス石油、サン・ゴバンおよびローヌ・プーランク)が連結計算書を公表したのが1966年である。

1968年CNC連結報告書(CNC, 1973, pp. 17-18, 63)が認めるとおり、また、サン・ピエール氏(Saint-Pierre, 1969, p. 2)が指摘するとおり、1968年当時のフランスでは、連結会計の実務はごく最近のものであり、1960年代の半ばまでのフランスにはその経験がほとんどなかったと言って良い。1968年CNC連結報告書をまとめるにあたって、連結研究グループが、まず連結会計先進国の経験に学んだのはこのためである。

1968年CNC連結勧告書の一般原則が、「フランスでは連結の経験がなお限られていることから、本勧告は公表後も改定されうる原則を表したものとみなされねばならない。」(CNC, 1973, p. 65)と表明したのも、かかる事情からである。

b. 連結会計関連の文献

当時、フランスにおける連結会計実務の経験が浅かったことは、連結会計関連の文献の面からも明らかである。フランスにおける連結会計の専門書は、1954年の『連結貸借対照表 - 企

業集団の計算書(Les bilans consolidé, comptes de groups d'entreprises)』(Richard, F. M., Veyrenc, A.)が最初である(Saint-Pierre, 1969, p. 5187)。第5図表は、国家会計審議会(CNC)連結研究グループが参考資料として挙げたフランスの連結会計関連の著書・論文である。

これによれば、1937年に連結会計に関する論文が公表されているものの、1960年代前半までに出版されかつ研究グループが参考文献・資料として挙げた連結会計関連の専門書は少ない。

前出1954年の著書の後には、1959年『連結貸借対照表および連結成果計算書の技術』(Peaut, G.)、1963年『連結貸借対照表 - 役割と作成』(Merme, G. A.)、1965年『共同市場における貸借対照表の連結』(Dupuis, M.)、(出版年不明)『連結貸借対照表 - 法的・税務的側面と企業経営』(Bertrand, J.)が見られるだけである。

c. 親子会社関係の法的規制

他方、フランスにおける法的規制の面では、1965年7月12日法律第22条が「世界利益課税制度(régime du bénéfice mondial)」および「連結課税利益制度(régime du bénéfice consolidé)」を創設した。

伝統的にフランスの企業利益課税制度はテリトリアル方式を採用しており、課税上在外支店・営業所の利益・損失は除外される。これを含めて課税するのが世界利益課税制度であり、この世界利益に国内・国外子会社の利益・損失(持分部分)を含めて課税するのが連結課税利益制度である(Jadaud, 1970, p. 108)。

しかし、連結課税利益制度は会計上の連結利益とは直接関係なく、租税一般法(CGI)に基づく単体の課税利益をベースに計算される(Jadaud, 1970, p. 112)。なお、制度の詳細は1967年9月11日デクレ第67-774号により定められている。

また、会社法規制に係る1965年11月29日デクレ第65-999号が、株主および一般公衆(public)の情報に関して、「子会社・参加会社明細書」⁽¹⁾の公表を規定した。その後、商事会社に関する1966年7月24日法律第357条は、

第5 図表 フランスの連結会計関連著書・論文（1968 年連結報告書に参考著書・論文として示されたもの）

出版年	著者	書名・論文
1937	Shwing-Weber-holman	「連結貸借対照表作成のための基本条件」
1952	Dreyer	「アングロ・サクソン実務における経済的企業集団の貸借対照表および損益計算書」
1954	Richard et Veyrenc	『連結貸借対照表 - 企業集団の計算書』
	Archylis	「連結貸借対照表」
	Snozzi	「連結貸借対照表（企業集団の貸借対照表）」
	Fain	「連結会社の連結計算書」
1959	Peault	『連結貸借対照表および連結成果計算書の技術』
1963	Merme	『連結貸借対照表 - 役割と作成』
1965	Dupuis	『共同市場における貸借対照表の連結』
	Gubler	「連結貸借対照表、役割と作成」
	Pain-Savanier	「企業集団の計算書の革新的問題に直面して」
	Paquet	「親会社における成果の決定と分配」
1966	Garcin	「共同市場における企業集団化と立法」
	Krieg	「ドイツ会社法の会計規定、株主の情報」
不明	Bertrand	『連結貸借対照表 - 法的・税務的側面と企業経営』
	Van den rul	「企業集団計算書の作成の一般的方法に向けて」
	Van den rul	「経済・社会審議会の財務・信用・税務部会による貸借対照表の連結に関する研究」

(CNC, 1973, pp. 87-88 に基づき筆者作成)

子会社および参加会社の状況を明らかにするために、これら会社を有するすべての会社に、その貸借対照表に加えて1967年3月23日デクレ第67-236号の附録に定める様式に従い明細書を作成・添付することを規定した。

さらに、1967年3月23日デクレ第67-236号第248条は、貸借対照表、一般経営計算書および損益計算書に連結貸借対照表、連結一般経営計算書および連結損益計算書を添付できることを定めた。連結計算書類に係る最初の会社法令の規定がこれである。しかし、当該規定は、連結計算書類の作成に係る基準に何ら言及していない。

このように、1960年代の半ばまでのフランスには、連結会計実務の経験はほとんどなかったと見て良く、税法・会社法規制の面でも親会社・子会社などに関連した規制への動きは1960年代半ば以降である。しかも、1965年創設の税法上の連結課税利益制度は、単体の課税利益をベースとしており、会計上の連結利益とは直接関係しない。

フランスでは企業合併・買収(M & A)などの企業集中が活発でなかったこと、金融持株会社を中心とした水平的統合など企業グループの構造が複雑であったこと、連結上の処理、特に

資産の再評価による評価益が課税対象になるのか否か明確でなかったことなどが、連結計算書の公表およびその法的規制の遅れた理由として挙げられている(CNC, 1973, p. 18)。

フランスでは、伝統的に商法・会社法の法的実体ベースの規制に基づく法会計の考え方が強く、商法・会社法に企業グループを体系的に規制する「企業グループ法」が存在しない中で、個々の法的実体を超える経済的実体ベースの連結会計の考え方が馴染みにくかったことも考えられる。

子会社・参加会社の明細書の作成義務も、グループの状況をあくまでも法的実体ベースで説明するという従来からの考え方の延長上にあると見られるのである。

2) 諸外国の連結会計制度・実務の研究

a. 連結研究グループの組織と研究課題

前述のとおり、1968年CNC連結報告書において、第1部「連結方法の研究」は、まず「諸外国の実務・法令」の研究から始まる。第6図表は、1968年CNC連結報告書に係る「CNC連結研究グループ」の組織図である。

これによれば、研究グループは、「一般資料委員会」、「原則委員会」および「適用委員会」

の3つの委員会に分けられた。「一般資料委員会」は、目的と影響の検討および研究上の必要資料の蒐集を担当し、アングロ・サクソン諸国と欧州共同市場諸国の法令・実務を調査した。

「原則委員会」は連結の原則の研究を担当しているが、その中心的課題は経済的同質性と税務問題、および子会社選択（連結範囲）の問題であった。経済的同質性は、連結企業集団構成企業の個別計算書類の同質性の問題である。税務問題は個別計算書類における税務目的の処理の修正や再評価損益の課税問題などである。

「適用委員会」の担当は、原則を適用する上で生ずる問題の研究である。適用上の中心的課題として、売上高（連結売上高）の定義、少数株主持分の問題、世界利益税制との関係、その他の技術的問題および連結計算書と附属書類の構成と表示の問題が挙げられた。

すなわち、連結研究グループの研究は、「一般資料委員会」が調査したアングロ・サクソン諸国および欧州共同市場諸国の法令・実務などを参考に、「原則委員会」が連結の原則をまとめ、この適用上の問題を「適用委員会」が検討する

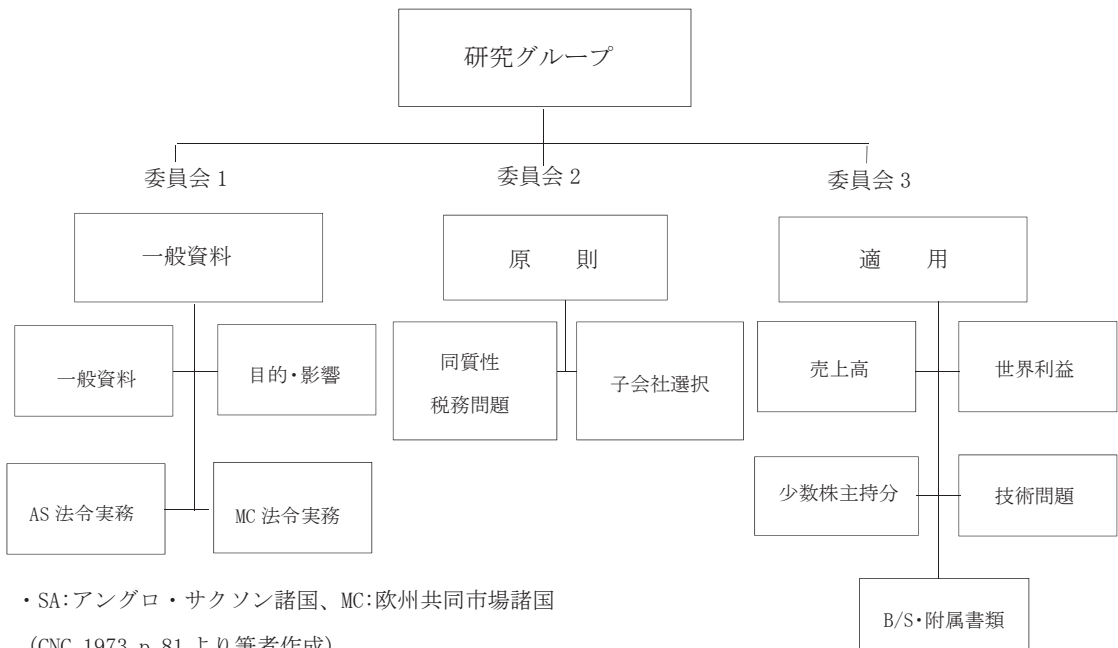
という構成であった。

b. アングロ・サクソン諸国および欧州経済共同体（EEC）諸国の制度・実務の研究
 国家会計審議会（CNC）連結研究グループがとりわけ参考にした国は、連結会計実務の長い経験を有する米国および英国のアングロ・サクソン諸国、並びにドイツ、ベルギーおよびオランダの欧州経済共同体（EEC）諸国である。

研究グループによれば、最初の連結計算書が公表されたのは、米国では20世紀の初めごろ⁽²⁾、英国とドイツでは1920年頃、ベルギーでは第二次世界大戦後、そしてオランダでは第一次世界大戦後とされた（CNC, 1973, pp. 82-85）。

また、米国では、1930年以降ニューヨーク証券取引所が、1933年からは証券法（Securities Act）に基づいて証券取引委員会（SEC）が連結計算書の公表を上場企業に要求していた。英国でも、1938年からロンドン証券取引所が、その後1948年会社法（Companies Act）が1929年会社法を引継ぎ当該公表を要求した。ドイツでは1965年9月6日法が連結計算書を規制し

第6図表 CNC 研究グループの組織と研究課題



・SA:アングロ・サクソン諸国、MC:欧州共同市場諸国

(CNC, 1973, p. 81 より筆者作成)

た (CNC, 1973, pp. 82-83, Saint-Pierre, 1969, p. 5187)。

これら諸外国は、ベルギーを除き、すでに数十年の連結会計実務の経験を有し、米国および英国では法的規制や証券取引所による規制も行われていた。ドイツでは、1965年法律がグループ企業に対して連結計算書の公表を義務付けていた。

1968年 CNC 連結報告書には、附属資料としてこれら諸外国の連結会計に係る制度・実務が一覧表の形でまとめられている (CNC, 1973, pp.

82-85)。これによれば、研究グループにおける諸外国の研究は、最初の連結計算書の公表と立法の時期、現行の法規制 (対象企業、義務、適用)、証券取引所の規制、税法の規制、連結の広がり、連結グループの構成 (連結の範囲) (活動の性質、従属度、重要性、国籍 (在外子会社の連結))、決算日、連結プロセス (連結方法)、グループ内取引 (内部利益の消去)、事前の再処理 (外貨換算、評価額の修正) および連結計算書の構成・内容に及んだ。

第7図表 諸外国の連結会計制度・実務 (「グループ構成」以下の要約)

項目	アングロ・サクソン諸国		共同市場諸国		
	米国	英国	ドイツ	ベルギー	オランダ
グループ構成： 活動の性質	歪んだ概観を与えるまたは害する危険のある会社の除外、 工企業における銀行・保険会社の除外		活動が大きく異なる 子会社除外	経験不十分	ドイツと同じ
従属度	理論上 50%; 事実上 2/3 または 80% ~ 90% の資本参加による 完全支配	実質的な支配 (取締役会の 支配または株主総会議決権の 1/2 の支配)	50% (単一の指揮による)	50%	
重要性	非重要子会社 (その純資産が グループの連結純資産の 15% を下回る子会社) の除外	取締役会の判断に委ねる	明確な規則なし		
在外子会社の連結	一般に在外子会社の除外	在外子会社一部除外 (為替 制限、本国配当送金困難、 不安定な政治状況)	在外子会社連結可能	原則区別なし	
決算日	親会社決算日 (除外あり)	—	—	—	
連結プロセス	全部連結 (成果、資本金・剰余金 におけるグループ外持分区分別)、 純資産に応じた少数資本参加 評価の実務慣行普及		全部連結 (成果、資本金・剰余金 のグループ外持分区分別)、参加 割合での売上高 (ベルギー)		
グループ内取引	売上高・利益消去		売上高・利益消去	非消去 (ベルギー) 資産譲 渡利益非消去 (オランダ)	
事前の再処理	厳密な適用規則なし; 慣行による 実務		自由	明確な規則なし	
在外子会社の 計算書類の換算	- 短期資産・負債: 決算日レート、 固定資産: 取得日レート、 長期負債: 債務発生日レート (グループにとって損失が露 見した場合には決算日レート)、 損益項目: 期中平均レート (固定資産減価償却費除く) (換算レートの問題は常に				
評価額修正	グループ計算書は会計 (帳簿) 数値に基づいて作成		—	—	時々実施
連結 B/S・P/L	有	有	有	有	有
注記	非連結子会社計算書 (米国で重要 子会社のみ) と除外理由 グループまたはその会社の 特殊性 在外子会社の連結に用いた 換算レート 異なる決算日の計算書の調整 に関する技術的注記		グループの活動	なし	被連結会社リス ト (換算 レート表示)

(CNC, 1973, pp. 82-85 に基づき筆者作成)

上記項目のうち、「最初の連結計算書の公表と立法の時期」から「税法の規制」までは、制度的な側面である。「連結グループの構成」以下は連結の具体的な内容に関するものであり、第7図表はこれを表示したものである。当該部分の各項目は、前出第1図表に示した1968年CNC連結報告書・勧告書の構成・内容にほぼ対応していることがわかる。

3) 諸外国の制度・実務を参考にした基準づくり

第8図表は、CNC連結研究グループが結論的に提示した連結の諸原則を、筆者がまとめたものである。以下、第7図表と対比しながらその特徴を検討してみよう。

a. グループ構成（連結対象企業）

イ) 活動の性質

まず、活動の性質に関しては、第7図表の諸外国の例と同様に、グループ全体の経済的同質性の観点から活動の性質に配慮するが、当該配慮は、グループの活動が商工的性質を有するグループについてのみ意味があるとし、この場合には、グループの主要活動またはその付随的な活動と関係のない活動を行っている従属会社は連結から除外される（CNC, 1973, p. 25）。

この点に関して、垂直的統合グループでは大きな問題は生じないが、親会社が商工企業である水平的統合グループの場合には、原則として、親会社と同一活動領域の多くの会社の株式を保有する事業銀行または持株会社、割賦販売会社、不動産会社（特に本社屋、工場、倉庫、支店・代理店の所有主である場合）、社宅・社員寮の管理会社などを、親会社に連結する（CNC, 1973, p. 24）。

ロ) 従属度

従属度に関しては、第7図表の諸外国の例と同様に、親会社への従属度(degré de dépendance)の程度を連結対象企業の決定に用いる（CNC, 1973, p. 23）。しかし、具体的な基準は、諸外国の例を参考にしつつも、フランス独自の事情を考慮して定めている。

従属関係は、親会社の従属会社に対する意思決定権限から生ずる。企業は経営者の意思決定

権限の下に運営されるが、この「意思決定権限の単一性 (unité du pouvoir de décision)」の考え方を企業集団レベルに適用すると、従属会社の親会社への従属関係は親会社の従属会社に対する意思決定権限から生ずる。企業集団における親会社の意思決定権限の下で、親会社に従属している会社だけが連結される。当該考え方は、1965年9月6日ドイツ法において、コンツェルン(konzern)を特徴づける「支配(domination)」概念に類似するものである（CNC, 1973, p. 23）。

連結研究グループは、親会社が意思決定権限を持つ会社として以下のものを挙げる。すなわち、

- ・親会社が法律上の支配を行使している会社：株式の保有を通じて、親会社が株主総会の議決権の50%超を保有する会社は、親会社に従属している。CNC連結研究グループは、当該会社を「親会社が法律上の支配 (contrôle de droit) を行使している会社」と呼ぶ。つまり、親会社は、株主総会における議決権の過半数の保有により、法律上の権利に基づき、上記会社の経営資源を親会社の経営方針に従い事業活動に用いる提案を株主総会で通すことができる。

商事会社に関する1966年7月24日法律第354条によれば、ある会社が他の会社の資本金の50%を超える部分を保有するとき、当該他の会社は当該ある会社の子会社 (filiale) と見なされる。また、同法律第355条によれば、ある会社が他の会社の10%以上50%以下の部分を保有するとき、当該ある会社は当該他の会社に参加 (participation) を有しているものとみなされる。

CNC連結研究グループは、あるグループがその複数のメンバー企業を通じて他の会社の資本金の50%超を保有するとき、当該他の会社を「多元的参加会社 (participations multiples)」と呼ぶ。

従って、親会社が株式の保有により法律上の支配を行使している会社は、子会社、子会社の子会社などの下位子会社 (sous-filiales) (孫会社・ひ孫会社など) および多元的参加会社となる。

- ・親会社が優越的な財務上または経済上の影響

第8図表 1968年CNC連結報告書・勧告書における諸原則

項目	原則
グループ構成： 活動の性質	商工的性格のグループでは、グループ全体の主要な活動と同一またはその付随的な活動を行っている従属会社が連結対象となる。
従属度	保有される株式により、親会社が、法律上の支配を行使する会社（子会社、孫会社、多元的参加会社）、財務的または経済的な優越的行動を行う会社（グループが議決権の3分の1以上を保有する会社への参加）、閉鎖会社（下限が10%である実質的参加）は連結対象となる。
重要性	重要性の点からグループ次元で意味のある性格を有する会社（絶対値では百万フランを上回る売上高と純状態を実現する会社、相対値ではその純資産が親会社の純資産の5%以上である会社）だけが連結対象となる。
在外子会社の連結	外国に所在する会社は国内の会社と同一条件で連結する。ただし、特別な環境の場合（戦争、政府による資産没収など）または実務的な大きな困難（会計プランにおける重大な相違など）の場合は別である。貨幣的不安定性や外国政府による資金凍結、資金の引き揚げの困難性は必ずしも連結の拒否の理由とならない。
連結プロセス	全部連結は子会社、下位子会社および多元的参加に、持分法は33%超の参加に、比例連結は閉鎖会社に適用する。連結対象企業の考慮すべき部分は、当該企業における親会社グループ持株割合相当部分である。
グループ内取引	グループ内取引は100%消去する。持分法の場合には当該消去は行わない。グループ内取引から生ずる成果がグループ・レベルで未実現である場合当該金額は当期成果から除去される。
事前の再処理：	連結対象要素の同質化は、在外の従属会社の要素について生ずる困難を考慮し、可能な限り意味のある情報を入手することを目的としなければならない。
在外子会社の 計算書類の換算	在外子会社の計算書類は連結決算日の相場場で換算し（ただし最終決定でない・検討すべき問題がある）、換算差額は連結差額に計上する。不安定な貨幣価値の国に所在する従属会社の固定資産については、取得時の相場に基づいて換算する可能性をグループに認める。
評価額の修正	連結対象項目の再評価は、当局が容認する場合にのみ可能である。潜在的減価はグループ会社の個別次元で会計記入し、潜在的増価は、それが重要性を有しかつ事前に当局の同意を得ているという条件で連結計算書類の次元で計上できる。経済的な観点から、評価や税務規則に基づいた会計処理（減価償却および引当金など）の修正が求められる場合、当該修正は連結計算書類の次元で行い、明瞭な形で注釈を行う。
連結 B/S・P/L	有
注 記	連結原則（連結対象企業の選択、連結方法、在外会社の換算方法、棚卸資産の処理、グループ内利益を消去しない場合におけるその説明、連結売上高の定義、上記原則の期間変更、連結対象会社のリスト（主要従属会社に限定可能）、非連結対象の連結可能企業のリスト、これらリスト上の企業の変更、国外凍結資金、特殊な連結方法、一定の項目を注釈（のれんの要因、連結差額の著しい変動（特に再評価の実施、減価償却累計または引当金の見直しまたはグループ内譲渡から生ずる場合）、持分法適用会社に関する債権・債務の詳細）。

(CNC, 1973, pp. 23-62 に基づき筆者作成)

を有する会社：親会社が法律上の支配を行使していなくとも、従って議決権の過半数を保有していない場合でも、株式の保有を通じて、親会社が優越的な財務上または経済上の影響により、他の会社の支配を可能にしている状況が見られる。

フランスでは、株式は伝統的に無記名株式が中心で、しかも一般公衆に広く分散していた。フランス企業は、直接・間接に多くの企業に非

常に少ない資本参加を行っていた（CNC, 1973, p. 23）。また、フランス企業における株主総会の形骸化の現象も一般的に見られ、親会社は議決権の50%以下の保有であっても他の会社を支配することが事実上可能な状況が見られた。

CNC 連結研究グループは、当該状況を「事実上の支配(contrôle de fait)」と呼ぶ。しかし、事実上の支配はこれを具体的に定義するのは難しい。そこで、CNC 連結研究グループは、株主

総会における議決権の保有割合を用いて、当該グループが議決権の1/3(33.3%)以上を保有する会社は、親会社が優越的な財務上または経済上の影響を有する会社であると定義した。なお、議決権の33.3%は重要事項の拒否権に係る議決権割合であり、フランスでは”minorité de blocage”と呼ばれる。

・閉鎖会社：「閉鎖会社(sociétés fermée)」とは共同事業契約に基づく共同事業体を意味する。当該共同事業契約では、資産の所有や事業活動の成果は各企業グループの持株割合に従う。CNC連結研究グループは、当該タイプの事業体を「閉鎖会社」と呼び、親会社が法律上の支配を行使していなくとも、共同事業契約に基づき当該会社の連結を正当なものとする(CNC, 1973, p. 24)。しかし、閉鎖会社の特殊な性格を考慮して、ケースによっては議決権の保有比率の下限を10%をとする。

ただし、以上の持株割合は絶対的なものではなく、ケースによっては一定の裁量が与えられる(CNC, 1973, p. 24)。

ハ) 重要性

重要性の観点から、グループ計算書レベルで重要性の低い会社は連結から除外する。CNC連結研究グループは、米国の例と同様に重要性の判断基準として具体的な数値を用い、フランス独自の数値を上げている。すなわち、その売上高および純資産が100万フラン以下の会社、またはその純資産が親会社の純資産の5%未満である会社は連結から除外する(CNC, 1973, pp. 24-25)。

二) 在外子会社の連結

在外会社に関しては、英国の例と同様に特別な環境(戦争、政府による資産没収など)を考慮し、実務上大きな困難が生ずる場合(会計プランの大きな相違など)を除き、国内会社と同一条件で連結するのを原則とする。不安定な貨幣価値(高インフレーションなど)、政府による資金凍結などは、必ずしも連結除外の理由にならない。他方、決算日の相違、活動休止の延長、支払不能・倒産、グループ関係の切断の可能性を理由に、原則と異なる処理をした場合には、適切な注釈が求められる(CNC, 1973, p. 25)。

b. 連結プロセス(連結方法)

連結方法に関しては、親会社(société-mère)と従属会社(sociétés dépendantes)との支配従属関係の性格、すなわち意思決定の法的権限を与える程度または優越的な影響を可能にする程度によって、「全部連結(intégration globale)」、「持分法(mise en équivalence)」および「比例連結(intégration proportionnelle)」の各方法が適用される(CNC, 1973, pp. 65-66)。すなわち、

- ・親会社が法律上の支配を行使している会社の場合、連結は全部連結により行う。
- ・親会社が優越的な財務上または経済上の影響のみを有する会社には、持分法を適用する。
- ・閉鎖会社に関わる場合、連結は比例連結により行う。

閉鎖会社に対する比例連結の適用は、米国や英国にないフランス特有の特徴である。閉鎖会社とは、既述のとおり、利益共同のグループ(groups communautaires d'intérêt)である共同事業体を意味しており、もし関係グループの一つが当該事業を全部連結するならば、もう一つのグループが持分法を適用したとしても、経済的データの二重計上となる。CNC連結研究グループは、このデータの二重計上の問題を重視し、可能な限り当該問題を回避するために比例連結を採用するのである(CNC, 1973, p. 30)。

また、CNC連結研究グループは、米国・英国などの諸外国の例を参考に、いわゆる親会社説的考え方を採用している。CNC連結研究グループは、米国・英国などの諸外国において一般的である当該考え方を「一般に認められた原則(principe généralement admis)」と表現している。

親会社説的考え方によれば、少数株主が存在する場合、全部連結では連結企業集団純資産における「親会社グループ持分(intérêts du groupe)」と「親会社グループ外持分(intérêts hors groupe)」との区別が重視される。なお、CNC連結研究グループは、「親会社グループ外持分」を「準負債(quasi-dette)」と位置づける(CNC, 1973, p. 28)。

c. グループ内取引

連結企業集団内の構成企業間の取引は、諸外国の例と同様、連結作業時にこれを消去するのが原則である。ただし、持分法適用会社に係る債権・債務は除外される。

d. 事前の再処理 (retraitements préalables)

連結対象要素を可能な限り同質化するために、連結に先立って再処理を行う。フランスでは個別次元の計算書類が税法の強い影響を受けているだけに、CNC 連結研究グループは事前の再処理を極めて重視する。この点はフランスの事情を色濃く反映するものである。

事前の再処理は形式面と実質面に関わり、形式面は会計実務の多様性の問題、実質面は評価の不均質性（換算と再評価）の問題に関する。

・会計実務の多様性の問題：連結企業集団の各企業が、プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) に従い、共通の会計システムを有する場合には、連結作業は大きく促進される。例えば、親会社と同じ勘定体系や評価方法（減価償却方法など）を子会社が採用する場合である。

しかし、国外子会社の場合、所在国の会計実務の多様性や税法の相違などにより、共通の会計的枠組みの点で大きな困難が生ずる。CNC 連結研究グループは、在外子会社のデータの再処理コストを勘案して、データの同質性を確保すべきことを強調している (CNC, 1973, p. 38)。

・減価償却および引当金の修正：1965年11月29日デクレ第65-999号は、上場会社に対して法定公告公報 (BALO) での貸借対照表 (B/S) 等の公表義務を定め、それを1965年10月28日デクレ第65-968号の規定に従い作成すべきことを定めた⁽³⁾。当該1965年10月28日デクレは実額課税の税務申告に係る税務規則である。

当該規定により、フランスでは一般に、企業の計算書は税務目的のものと同一になる。このため、連結で用いられる個別計算書類には、税務の観点からの減価償却費や引当金が計上されている。CNC 連結研究グループは、連結計算書類により提供される情報の質を重視し、個別計算書類における税法の影響を除去するために、連結における事前の再処理を重視するのである。

ただし、1965年11月29日デクレは、第2条第1項および第2項において、1965年10月28日デクレ（第2条の定義、第4条～第11条の評価規則）の遵守を義務付ける一方、「理事会、取締役会または業務執行社員の責任において、会社はその損益計算書の末尾に注釈することを条件として、その他の評価規則を採用することができる。」（大下, 1998, 546頁）と定め、企業に対して、株主・一般公衆の情報の観点から、税務規則と異なる評価規則の採用を認めた。

当該選択を行使した場合、従属会社は、税務目的の計算書類とは異なる個別計算書類を作成・公表することになるが、連結のために採用するのは、当該規定を適用して公表した計算書である。

・評価の不均質性の問題（換算・再評価）

在外子会社の計算書類の換算の問題は重要な検討課題である。CNC 連結研究グループは、米国・英国を参考に、連結決算日の為替相場で換算を行うとしたが、これは最終的な決定ではなく、継続的な検討課題とされた。また、従属会社の固定資産については、不安定な通貨の国に所在する場合に取得日の為替相場に基づくことを容認した。

連結対象要素の再評価は、政府当局がこれを認めている場合にのみ可能である。その場合の潜在的減価はグループ会社の個別次元で会計記入し、潜在的増価は、それが重要性を有しかつ事前に当局の同意を得ているという条件で連結次元で計上する。

経済的な観点から、税務規則に基づいた会計処理（減価償却および引当金など）や評価の修正が求められる場合、当該修正は連結次元で行い、明瞭な形で注釈を行う。

減価償却または引当金の修正は連結レベルで実施される。当該修正は、その持分割合につきグループ純資産に影響させる。

e) 連結計算書類

・連結貸借対照表および連結成果計算書

連結計算書類の中心は連結貸借対照表および連結成果計算書であるが、米国・英国の例を参考に注記情報を重視する (CNC, 1973, p. 62)。これら計算書のモデルと注記情報の内容は

1968年 CNC 連結報告書に提示されている (CNC, 1973, pp. 58, 60)。

これら計算書類の表示は、国内企業グループと多国籍企業グループとの間で相違しないことが望ましいが、多国籍企業グループにとって、国内企業グループと同じ詳細の度合いを達成するのは困難と見られた。しかしその場合でも、プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) における勘定分類の2桁勘定レベルを目標とする (CNC, 1973, p. 56)。

連結売上高は、商工的性格の企業グループの場合、グループ外の第三者との間で実現した売上高であり、グループの全部連結会社が生じた売上高である。この場合、グループの主要活動(単数または複数)とこれに付随する活動に関わる製品および商品並びにサービス提供に係る売上高だけが合算される。連結成果は全部連結企業と比例連結企業の成果のみを含む。

連結決算日は原則として12月31日であり、個別次元の決算日と同一である。従属会社の決算日をこれに統一できない場合は、当該日の暫定的状況に基づき連結する。

・注記・附属明細書

連結計算書の読解にとって不可欠な情報は、これを注記・附属明細書に公表する。特に、適用した連結諸原則、主要連結対象会社のリストと非連結企業のリスト、連結差額の著しい変動とのれん (survalueur) の要因に関する情報などである (CNC, 1973, pp. 61-62)。

のれんに関しては、CNC 連結研究グループは、子会社株式の取得年度に認識すること、その計算の基礎として役立った要素の価値が変化する限りにおいて償却しなければならないこと、遅くとものれんの要因がなくなる時にはゼロにしなければならないこと、のれんの見積りに係る主観性のリスクを有効に評価できるために明確かつ分析的な情報を提供しなければならないこと、を強調している (CNC, 1973, p. 55)。

以上が、CNC 連結研究グループが結論的に提示した連結の諸原則の要点である。フランスにおける最初の連結会計基準である1968年 CNC 連結報告書・勧告書は、フランスの事情を考慮した上で、米国・英国のアングロ・サクソン諸

国、ドイツ、ベルギーおよびオランダの共同体諸国の経験、特に米国および英国の制度・実務を参考にまとめられたものであることがわかる⁽⁴⁾。この点は、CNC 連結研究グループ自身も認めるところである (CNC, 1973, p. 17)。

ここで筆者が強調したいことは、最初の連結会計基準がフランスの連結会計実務の中から帰納的に集約されたものではない点である。つまり、連結会計実務の経験が不足していたことから、諸外国、特に米国および英国の制度・実務を参考にせざるを得なかったのである。このような最初の連結会計基準の成立ちは、もともとアングロ・サクソン諸国の会計の影響を受けやすい体質を生む原因になっていると考えるのである。

また、CNC 連結研究グループが事前の再処理を重視している点は、フランスの事情を色濃く反映するものである。すなわち、同研究グループは、事前の再処理において、経済的な観点から個別計算書類の修正が必要と判断される場合、連結次元でこれを行わなければならないとする考え方を提示した。

この点は重要である。経営者が経済的な観点から必要であると判断する場合には、個別次元で用いた方法と異なる方法を連結次元で採用することのお墨付きを与えるものとなるからである。その背景に、個別計算書類における税法の影響の存在がある。

③ 株主・第三者に対する情報提供の目的

連結会計基準はいかなる目的の会計情報に係る基準なのか。この点について、フランスの連結会計基準は、1968年 CNC 連結報告書・勧告書を除き、明確にしていない。唯一、1968年 CNC 連結報告書・勧告書だけがこれを明確に述べている。そこで、次に1968年 CNC 連結報告書・勧告書を取り上げ、連結会計基準がいかなる目的の会計情報に係る基準なのかを検討したい。

1) 1968年 CNC 連結報告書・勧告書と連結の目的

1968年CNC連結勧告書の「一般原則」によれば、連結の目的は「企業グループの株主および第三者に対して正しいまたは少なくとも意味のある情報を提供すること (fournir aux actionnaires des groupes et aux tiers une information correcte ou du moins significative)」である (CNC, 1973, p. 65)。また、1968年CNC連結報告書によれば、「外部的情報に向けられた本研究は、株主および第三者のために公表できる連結書類の作成と表示に関するものである。」ことが明確にされている (CNC, 1973, p. 11)。

すなわち、連結の目的は企業グループの株主および第三者への情報の提供であり、CNC連結研究グループの研究は外部的情報利用者としての株主・第三者に向けて公表される連結書類の作成・公表に関するものである。

これから、1968年CNC連結報告書・勧告書は、株主および第三者に対する情報提供を目的とした連結計算書類の作成・公表のための基準であると言える。この情報利用者としての「株主・第三者」の措定と「情報提供目的」が、連結会計基準としての1968年CNC連結報告書・勧告書の重要な特徴である。

ここで、「株主 (actionnaires) とは「グループの株主 (actionnaires des groupes)」とされる。この「グループ」が一般的な意味でのグループ、単に企業集団を意味するならば、同報告書・勧告書が、親会社の株主だけでなく、子会社の少数株主をも含めたグループ全体の株主という広い観点に立っていることになる。しかし、当該報告書の「用語の定義」は、グループを「連結企業集団における親会社の持分に相当する部分」と定義しており、これに従えば、「親会社の持分に相当する部分の株主」となる。この場合には、「親会社の株主」の観点ということになる。

もし後者の意味であれば、"actionnaires de la société mère" と表現すると思われることから、筆者は前者の意味であると考えているが、いずれにせよここで重要な点は、「株主」への情報提供にある。

問題は「第三者 (tiers)」の意味である。1957年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG)

の勘定分類に「第三者」の用語が見られる。すなわち、クラス4「第三者勘定 (comptes de tiers)」がこれである。当該クラスは、一部を除き、債権・債務を記録する勘定であることから (CNC, 1965, p. 79)、第三者とは債権者・債務者を意味するものとなる。しかし、一般に、株主と併記される場合の債権者は"créanciers"の表現を用いるのが普通である。

法令用語辞典 (Cornu, 1987, p. 806) によれば、第三者とは「法的状況に関係のないすべての者」とされ、債権者・債務者とは全く別の意味になる。筆者は、「第三者」の用語は後者の意味で用いられていると考える。

すなわち、「第三者」は法的状況にはないすべての者を表し、非常に広い意味を持つ。この場合、「第三者」は、株主以外の法的状況にない様々な利用者となるが、筆者は、「株主および第三者」として、法的状況にある現在の「株主」と「第三者」を並列的に表現することで、本来非常に広い意味を持つ「第三者」は、「未だ法的状況にない株主」=「潜在的な株主」=「一般的な投資者」の意味に解釈されると考える。

このような[第三者=投資者]の解釈は、証券市場における投資家保護の観点から連結計算書の役割が大きくなると伴に、当然のことと受け取られてきたと見られる。証券取引委員会 (Commission des Opérations de Bourse; COB) が、上場企業に対して、1971年7月以降に提出する「情報ノート」(わが国の有価証券届出書に相当) に連結計算書類の記載を義務付け、上場企業の連結計算書類の公表促進と内容の改善に取り組んだ (大下, 1998, pp. 386-388, 448-449 参照)。これにより、連結会計基準は証券市場向けの株主および投資者に対する情報の提供を強く指向するものになる。

以上のとおり、1968年CNC連結報告書・勧告書における連結の目的は「株主および第三者」の情報提供にある。情報の利用者として外部の株主・第三者を措定し、それに対する情報提供の目的に限定している点が重要である。しかも、「株主および第三者」に対する情報提供は、証券市場の拡大とともに「株主および投資者」を中心とした利用者フォーカスするものとな

る。

連結会計基準は連結のための基準であるので、連結会計基準は株主および第三者（投資者）に対する情報提供を目的とした基準ということになる。この点が連結会計基準とプラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）の重要な相違点である。

既述のとおり（大下, 2017）、プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）は一般的性格の共通基準として、企業の経営者、従業員、株主、投資者および債権者のみならず、非営利組織、農業関係者、教育関係者、国家・地方自治体の課税・公会計関係当局、政府統計機関さらには労働法の従業員利益参加制度関連の労働組合・労働行政関係機関などを会計基準の重要な利害関係者として位置づけているからである。このようなアプローチは、PCGの策定に係る国家会計審議会（CNC）の組織にも反映されている。

2) 個別次元の会計情報の機能

a. 利害関係者の権利・義務確定の機能

フランスでは、様々な企業利害関係者の保護の観点から、伝統的に商法・会社法、税法あるいは労働法などが会計を規制してきた。商法・会社法は債権者・株主の保護、税法は公権力による課税と納税者の保護などの目的から企業の個別次元の会計を規制してきた。また、労働法は従業員の利益保護の目的から、会計データに基づいた利益参加制度を設けている。

個別計算書類の情報（個別次元の会計情報）は、利益や資産・負債・資本の状況の適正な算定・表示を通じて、上記の法的規制の目的達成に貢献してきた。

株主、課税当局、従業員は企業の利益に対する分配の権利（droits au partage des bénéfices）、貸付金・売掛債権等の債権者は債権の回収と財産に対する債権担保の権利を有する。企業側から見れば、これら権利は義務となる。個別次元の会計情報は企業をめぐる法的な権利・義務の確定に直接的に関わる。

個別次元の成果計算書上の利益は、株主にとっての配当可能な利益（商法・会社法の規制）、課税当局にとっての課税所得（税法の規制）、

従業員にとっての利益参加額（労働法の規制）⁽⁵⁾の算定に、また、貸借対照表上の資産・負債・資本の状況は、債権者にとっての債権担保の評価（商法・会社法の規制）に直接繋がっている。

利益額あるいは会計データに基づいた指標（例えば付加価値額や純資産額）の金額いかに、配当可能利益、課税所得、従業員利益参加額、あるいは債権担保の評価額に直接影響を与えることになる。フランスでは、当該法的影響を、「法的帰結（consequences juridiques）を伴う」と表現する。つまり、個別次元の会計情報は、法規制と結びつくことで直接的な法的帰結を伴うものとなっているのである。

様々な法律は、プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）を、個別次元の会計の細則を定める基準として位置づけてきたので、PCGがどのような計算のルールを定めるかにより、配当可能利益、課税所得、従業員参加額、あるいは債権担保の評価額が変わってくるのである。

直接的な法的帰結を伴う個別会計次元においては、会計情報の比較可能性や検証可能性に加えて、会計システム自体の安定性や信頼性、有効な内部統制に基づく会計的評価の慎重性が重視される（CNC, 1994, p. 5）。とりわけ、利益分配の側面では、過去から現時点までの一定期間の事業活動の結果に係る利益分配であるので、過去の活動結果の評価における客観性が重視される。

このため、未実現評価損益の非対称的取扱い（未実現の評価損は認識するが未実現評価益は認識しない）に係る慎重性の原則や客観的評価に係る取得原価基準などの原則・基準が重視されてきた。

b. 情報提供機能

・マクロの国民所得会計（社会会計）への情報提供

個別次元の会計情報は情報的な価値の側面を有する。当該側面では、会計情報は直接的な法的帰結を伴わなければ、情報的な価値のみを持つ。フランスでは、まず、個別次元の会計情報は、政府・統計機関への情報提供の機能が重視されてきた。この点については、すでに前稿（大下, 2017）において、プラン・コンタブル・

ジェネラル (PCG) が一貫してマクロの国民所得会計 (社会会計) との接続を重視してきたこと、その計算構造はマクロ経済指向的であることを明らかにした。

フランスの会計標準化は、PCG を共通基準として、これと整合性を確保した個別基準をできる限り多くの領域に適用していくものである。これにより、標準化された経済主体の個別次元の会計データが、課税システムを介してまたは公会計から直接的に、マクロの社会会計の諸勘定に集計される。

組織・事業体の個別次元の会計が、税務会計を介してまたは公会計を通じて社会会計に接続する仕組み、これがフランスの会計システムの特徴である。そのシステムの中核を担っているのが、会計標準化の主たる手段であるプラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) である。

このようなフランスのシステムにおいては、個別次元の会計情報は、政府・官庁、国立統計経済研究所 (INSEE) などの統計機関、フランス銀行、経済・統計研究者などにより、経済情報 (information économique) のデータ・ソースとして重視されてきた。

政府・統計機関などへの情報提供目的では、会計情報は、比較可能性、客観性、マクロ経済指標との連関性・集計可能性などが重視される (CNC, 1994, p. 5)。プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) が勘定分類や用語を厳密に定義し、マクロ経済指向的な計算構造の採用により生産高、付加価値、粗経営余剰などのマクロ経済指標・概念との連関性を確保しているのは、これらの点を重視しているからである。

・証券市場向けの株主・投資者に対する情報提供

会計情報の情報的価値のもう一つの側面は、証券市場向けの株主・投資者に対する情報提供の側面である。上場会社の株主 (現在株主) および投資者 (潜在的な株主) の投資意思決定上必要とされる財務情報 (information financière) の重要性は、証券市場の発展と伴に大きく増大してきた。

株主・投資者に対する情報提供においては、会計情報の利用者として、現在の株主以上に潜

在的な株主、つまり投資者が重視される。投資者による会計情報の利用は、特有の問題が存在するからである。

すなわち、投資者は、明確に定義された権利を持つ情報利用者ではない (CNC, 1994, p. 5)。投資者は潜在的な株主であり、将来、投資により株主になる可能性を有するに過ぎない。特定の企業の株式を購入 (投資) して実際に株主になるまでは、潜在的な株主としての投資者は、当該企業と直接的な繋がりを持っておらず、企業が一般に公表する情報に依存するしかない。そこで、企業をして適切な情報を提供させることにより、投資者を保護しなければならないという考え方が生ずる。ディスクロージャー規制による「投資者保護」の考え方がこれである。

証券市場向けの情報は、株主・投資者の投資意思決定にとって有用な情報でなければならない。この投資意思決定有用性が株主・投資者に対する情報の最も重要な特徴である。一般に、株主・投資者の投資意思決定にとって有用な情報は、企業の将来価値の予測を可能にする情報である。

投資者は、将来の価値が高まると予測される企業の証券を購入 (投資) し、将来の価値が低下すると予測される企業の手持の証券を売却する。このような投資意思決定は、主に公表財務情報に基づいて行われる。公表財務情報の中心は会計情報である。つまり、会計情報は企業の将来価値の予測に資するものであることが求められるのである。ここに、会計情報の将来指向的な側面がある。

将来指向的な会計情報において、将来キャッシュ・フローの予測など、将来事象に係る人的判断 (見積りの要素) を会計計算にいかに取り込むのか、これをいかに制度的にコントロールして、株主・投資者への情報提供の目的と利害関係者の権利・義務確定の目的とを両立させるのか。これらの点は、フランスにおける会計の大きな課題であり続けている。

3) 株主・投資者の情報の充実と会計基準の分化

a. 連結会計情報の充実と個別次元の会計情

報との分離

株主・投資者向けの情報をいかに充実させるのか。株主・投資者に対する情報の問題は、証券市場の発展と共に、重要な課題となった。フランスにおいて、証券市場における株主・投資者向けの情報の充実に大きな役割を果たしてきたのが連結次元の会計情報である。

個別次元の会計情報は、一方では直接的な法的帰結を伴うからであり、他方ではマクロ経済データとの接続の問題があるからである。また、企業活動の集団化と親会社の純粋持株会社化、企業活動の国際化、国際資本市場における連結会計情報とアングロ・サクソン会計のデファクト・スタンダード化などに対処するためである。

すなわち、連結計算書類の情報（連結次元の会計情報）は、個別計算書類の情報（個別次元の会計情報）と異なり情報的な価値のみに限定され、フランスでは、連結次元の会計情報は直接的な法的帰結を伴わない情報として、制度的に社会に組み込まれてきたからである。

既述のとおり、会社法上、連結計算書類に係る最初の規定は1967年3月23日デクレ第248条であるが、同条は個別計算書類に連結計算書類を添付できる旨の規定に過ぎなかった。連結計算書類の情報が、会社法上の配当可能利益、税法上の課税所得あるいは労働法上の従業員利益参加額などの利益分配に係る権利の確定に直接かかわることは原則としてなかった⁽⁶⁾。つまり、連結次元の会計情報は単なる情報として公表されてきたに過ぎないのである。

連結計算書類は、個別計算書類をベースに「追加的な修正」を加えて作成される。この「追加的な修正」のプロセス、特に前述の個別計算書類の「事前の再処理」の中で、連結会計基準は、株主・投資者に対する有用な情報の提供の観点から、個別次元の会計基準では採用できない会計処理や表示様式などを用いることを容認する。しかも、これら会計処理や表示様式などは国際的な実務、アングロ・サクソン諸国の実務に調和している。このように、連結次元の会計情報が個別次元の会計情報と切り離される形で、証券市場向けの情報の充実が図られてきた

のである。

b. 「誠実な概観」概念の導入と情報利用者指向性の高まり

連結会計基準における情報利用者指向性は、英国流の「真実かつ公正な概観」概念に相当する「誠実な概観」概念と結びつきやすい。

EC会社法指令第4号の国内法化に係る1983年調和化法とその適用デクレが英国流の「真実かつ誠実な概観 (true and fair view)」概念をフランス語の「誠実な概観 (image fidèle)」として商法典の会計規定に導入したこと、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) はこれに先行して同一概念を導入していたこと、当該概念の導入の影響として高度な専門的判断が重要になり利用者指向性を強めることを、前稿(大下, 2017)で明らかにした。

筆者は、連結会計基準における「誠実な概観」の導入は、連結次元において、個別次元以上に高度な専門的判断の重要性と利用者指向性を高めるものとする。

1985年に、連結計算書類に関する1983年6月13日EC会社法指令第7号(83/349/EEC)の国内法化を目的として、「一定の商事会社および公企業の連結計算書類に関する1985年1月3日法律」第85-11号(一般に「連結会計法」と呼ばれる)とその適用に係る1986年2月17日デクレ第86-221号が、1966年商事会社法とその適用に係る1967年3月23日デクレに連結会計規定を導入した。これら規定の中に、「誠実な概観」の概念に係る規定がある。なお、1966年商事会社法およびその1967年適用デクレの連結会計規定は、商法典L233-16条～L233-28条およびR233-3条～R233-16条に統合されている。

商法典L233-21条第1項によれば、「連結計算書類は、正規かつ真実なものでなければならず、連結企業集団の財産、財務状況および成果の誠実な概観を提供しなければならない。」と定め、「誠実な概観」の概念を導入した。当該規定は、個別計算書類に係る商法典L123-14条第1項と同一の規定である。

「誠実な概観」の概念が有効に機能するためには、会計情報の目的を明確に意識した上で、

企業幹部や監査人が、どのような利用者によって情報が求められているのか、その情報ニーズは何か、それを充足するためにはいかなる情報が必要とされるのかなどに関して、常に高度な専門的判断を行うことが求められる。

また、企業活動がグローバル化する中で、外国の株主・投資者の情報ニーズにに応じていく必要性が生ずる。国際的企業は、国際資本市場で一般に求められる情報の提供、国際的に一般に受け入れられている会計処理方法・表示様式などの採用を検討しなければならなくなる。その場合、一般に、米国・英国のアンгло・サクソン諸国の会計基準や国際会計基準に基づく連結中心の会計情報がグローバル・スタンダードである。

このような情報利用者指向性は、法的帰結を伴いかつ種々の制約のある個別次元の会計情報より、株主・投資者の情動的価値のみに限定された連結会計情報において、より一層強まるものと見られる。連結会計情報に係る連結会計基準はもともと情報利用者指向的であり、「誠実な概観」の概念は、個別次元の会計情報に係る会計基準に比べて、情報利用者指向性を一層追求する方向で機能するものと思われるからである。

このように、連結会計基準における利用者の指定と強い情報利用者指向性は、一般的性格の共通基準としてのプラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) と比べた場合の特徴的な点である。

④ 計算構造のマクロ経済指向性

1) マクロ経済指向の計算構造

前稿 (大下, 2017) で明らかにしたとおり、フランスのプラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) はマクロの国民所得会計 (社会会計) との接続を重視し、その計算構造は一貫してマクロ経済指向的である。すなわち、PCG の計算構造は、生産高、付加価値、粗経営余剰などのマクロ経済指標との関連性を確保するものとなっている。

筆者は、フランスの連結会計基準は、計算構造面では、プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) と同じ特徴を有し、マクロ経済指向的であると

考える。

a. 1968年 CNC 連結報告書・勧告書における連結成果計算書のモデル

第9図表は、1968年 CNC 連結報告書・勧告書の提示する連結成果計算書のモデルである。これによれば、1968年 CNC 連結報告書・勧告書の連結成果計算書は、1957年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) の一般経営計算書と損益計算書を統合した一計算書方式を採用しているものの、その計算構造は1957年 PCG と同一の構造であることがわかる。

すなわち、貸方の収益では、連結企業集団全体の当期生産高、借方では、連結企業集団全体の当期中間財・サービスの消費高が表示され、当期生産高と当期中間財・サービスの消費高の差額から付加価値、付加価値から人件費と租税公課を控除して粗経営余剰が算定される仕組みである。1957年 PCG における費用・収益の性質別分類に基づいた勘定分類および計算書表示項目との整合性が図られているのである。

これにより、個別次元の計算書から追加的な処理を加えてスムーズに連結成果計算書を作成することが可能である。そのために必要な勘定科目 (第2図表参照) が PCG の勘定分類の体系に追加的に設けられている。

CNC 連結研究グループは、企業集団レベルあるいは活動別の付加価値の分析を重視する (CNC, 1973, p. 59)。生産高、付加価値、粗経営余剰などの個別企業単位での算定・分析を企業集団レベルでも行うのである。企業集団の生産高や付加価値の算定・分析の重視は、企業集団を1つの生産活動体と捉える考え方につながるように思われる。すなわち、企業集団全体の観点からの計算・分析である。

親会社 P、子会社 S_1 および S_2 を構成企業とする企業集団を例にとると、子会社 S_1 がグループ外の A 社から原材料を 100 円仕入れ、これを加工して同一グループの S_2 社に 150 円で販売する。 S_2 社はこれをさらに加工して親会社 P に 200 円で販売する。親会社 P 社はこれを組立て最終製品にしてグループ外の B 社に 300 円で販売したとする。

表 9 図表 1968 年 CNC 連結報告書・勧告書における連結成果計算書のモデル

費用			収益		
	活動別			活動別	
	・・・	・・・		・・・	・・・
期首棚卸高	×	×	期末棚卸高	×	×
仕入高	×	×	主たる活動および付随的活動：		
人件費	×	×	製品売上高	×	×
租税公課 ⁽¹⁾	×	×	サービス売上高	×	×
外部作業・供給品・サービス	×	×	売上高合計（税込）	×	×
各種経営費用	×	×	控除：売上税	×	×
財務費用	×	×	売上高合計（税抜）	×	×
減価償却費	×	×	第二次的活動：		
引当金繰入	×	×	・・・/・・・	×	×
経営利益	×	×	グループ内固定資産自家生産高	×	×
			経営損失	×	×
経営損失		×	経営利益		×
臨時損失		×	臨時利益		×
所得税		×			
連結成果（利益）		×	連結成果（損失）		×
グループ外持分	×		グループ外持分	×	
グループ持分	×		グループ持分	×	
(1) 売上税を除く					

(CNC, 1973, p. 60)

第 10 図表 1986 年 PCG 連結会計原則の連結成果計算書モデル（性質別分類）

	N 年度	N-1 年度
売上高		
その他の経営収益		
当期仕入消費高		
人件費		
その他の経営費用		
租税公課		
減価償却費・引当金繰入		
経営成果		
財務収益		
財務費用		
換算差額		
財務成果		
全部連結・比例連結企業の経常成果		
臨時収益・臨時費用		
所得税		
全部連結・比例連結企業の純成果		
持分法適用企業の成果における持分部分		
連結企業集団の純成果		
少数株主持分		
親企業に帰属する成果		

(CNC, 1986, p. II. 167)

企業集団構成企業について、各企業の付加価値は、 S_1 社が50円、 S_2 社が50円、P社が100となるが、これを企業集団単位で見ると、P企業集団単位の付加価値は200円(300円-100円)となる。これは各構成企業の付加価値の合計200円(50円+50円+100円)に一致する。

つまり、生産高、付加価値などのマクロ経済概念を連結企業集団次元に適用すると、親会社の視点ではなく、企業集団自体の視点が前面に出てくるものと考えられる。

b. 1986年PCG連結会計原則の連結成果計算書モデル

第10図表は、1986年PCG連結会計原則における連結成果計算書のモデルである。

これによれば、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)の成果計算書が経営損益、経常損益および臨時損益の3区分を採用したことに伴い、連結成果計算書のモデルも同様の区分変更が見られるが、その基本的構造は1968年CNC連結報告書・勧告書の連結成果計算書の構造と同じものである。すなわち、費用・収益の性質別分類に基づいたマクロ経済指向の計算構造である。

1986年PCG連結会計原則は1982年PCGの一般会計に収容されており、計算構造面で、個別次元と連結次元とで全体的な整合性が確保されている。なお、この計算構造上の特徴は、PCGから連結会計原則が分離された1999年連結会計規則以降も堅持されている。

2) 財務的観点からの投資利益計算

第11図表は、1968年CNC連結報告書で示された連結の仕組みである。これによれば、連結の基本的仕組みは、親会社における子会社株式(投資勘定) b を子会社の資産・負債(純資産)における親会社持分部分 a と置き換えることにある。

親会社による子会社の株式の取得は、すでに事業展開している会社の支配を取得することであるので、自ら事業資産を用意して事業展開するのと同じであるという意味で事業投資である。

当初の取得時で、子会社株式の取得額がその時点の資産・負債、従って純資産の評価額を上回る場合には、無形価値の存在を想定しこれを「のれん」として認識する。逆の場合は、負の「のれん」となる。

第11図表 連結の仕組み

親会社の諸資産		親会社の純資産		x
* 子会社の株式の消去:	-b	* 子会社における親会社グループ持分:	a	
		* 消去される株式の簿価:	b	
		連結の増価	a-b	+ (a-b)
		連結の減価	b-a	または -(b-a)
		親会社グループの純資産		y
		親会社グループ外持分		z
		企業集団の純資産		y+z
子会社の諸資産		親会社の諸負債		
		子会社の諸負債		

(CNC, 1973, p. 28)

子会社株式の取得により、当該子会社における過去の利益の蓄積（利益剰余金）分を含めた資本のうちの親会社持分部分（b相当額）は、親会社が投資した部分と考えられる。この時点で、利益剰余金の親会社持分部分 b 相当額は投下資本に転換すると考えられる。その結果、取得後に子会社に生じた利益（親会社持分部分） $a-b$ は投下資本に対する成果であり、これだけが、連結 B/S 上、親会社の利益剰余金に加算される。

1968 年 CNC 報告書は、連結 B/S 上の子会社「剰余金 (réserve)」を「連結差額 (différence de consolidation)」という用語を用い、これを区別する。「剰余金」という用語は法令上厳密に定義された用語であり、グループが法的な存在でないことがその理由である。

子会社株式（投資勘定） b と親会社持分部分 a との置き換えにより、 $a>b$ の場合、連結差額はプラスとなり（プラスの取得後子会社剰余金）、 $a<b$ の場合には、マイナスの連結差額（マイナスの取得後子会社剰余金）となる。当該連結差額は、取得後の親会社の投資の回収状況を表すものとなる。

投資額とその成果である取得後の子会社剰余金の比較を通じて、事業投資の成否を判断する。なお、一般に、投資額は決算時点の子会社の資産・負債の時価ベースの評価額で把握されるが、1968 年 CNC 報告書・勧告書は、評価益に対する課税問題がクリアでないこともあり、この点については明確に言及していない。

以上のとおり、連結には、親会社による投資利益計算の考え方がベースにあり、当該考え方は連結会計基準の計算構造にも反映されている。この意味で、連結は基本的には親会社によるマイクロ財務的な観点からの投資利益計算であると言える。なお、このマイクロ財務的な投資利益計算は、投資家が行う計算と同型である。

しかし、フランスの連結会計基準は、プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) との整合性を確保する形で、マクロ経済指向的な計算構造を採用してきた。マクロ経済的な生産高・付加価値の概念との関連性を確保し、費用の性質別分類をベースとする計算構造である。この結果、

フランスの連結会計基準の計算構造が、一方では企業集団自体の生産高・付加価値の計算というマクロ経済指向的観点、他方では連結本来の親会社による投資利益計算というマイクロ財務的観点、の二つの観点を内包する複合的構造になっていると考える。

3) 成果計算書の表示形式の二元化

第 12 図表は 1968 年 CNC 連結報告書における連結貸借対照表のモデルである。1957 年 PCG の貸借対照表のモデルをベースに、「親会社グループ純資産 (situation nette du groupe)」と「親会社グループ外持分 (intérêts hors groupe)」を区別して表示し、最終的に両者を合計して連結企業集団自体の純資産を表示している。連結企業集団自体の純資産の表示は、1986 年 PCG 連結会計原則においても採用されている。

連結貸借対照表は、ストックの面から企業集団の生産高や付加価値を実現するために用いられた固定資産の状況およびその資金調達の状態を、企業集団単位で明らかにすることができる。企業集団レベルで、生産活動を支える資金の状況とその資金の調達源泉を明らかにすることには大きな意義がある。

しかし、連結成果計算書のフロー面では、マクロ経済指向の計算構造の基礎である性質別分類が株主・投資者から期待される情報を十分に提供できるのか。既述のとおり、CNC 連結研究グループは、性質別分類が企業集団レベルあるいは活動別の生産高・付加価値の分析の基礎として役立つものと考えたが、特にアングロ・サクソン諸国の投資家が、性質別分類に基づいたマクロ経済指向の損益計算書の情報で満足できるのか。

アングロ・サクソン諸国では、機能別分類の損益計算書が一般に公表されている。売上高・売上原価、サービス提供高・提供原価、売上総利益、販売費・一般管理費、営業利益、経常利益、純利益などを用いた分析により、生産活動、販売活動、一般管理活動、財務活動などの面から、機能別に企業活動の収益性や効率性を分析することが可能となる。

第 12 図表 1968 年 CNC 連結報告書・勧告書における連結貸借対照表のモデル

借 方			貸 方		
組織費	×		自己資本	×	
控除 償却累計額	×		剰余金	×	
			連結差額 ⁽¹⁾	×	
固定資産	×		成果におけるグループ持分	×	
控除 減価償却累計額	×		グループ純資産		×
		×	グループ外持分：		×
のれん		×	連結成果における持分	×	
参加有価証券：			連結純資産における持分	×	
持分法適用有価証券		×	企業集団全体の純資産		×
その他の参加有価証券		×	引当金		×
その他の投資有価証券		×	長期・中期負債：		
			社債		×
棚卸資産		×	その他の借入金		×
当座資産：			短期負債：		
得意先債権		×	仕入先債務		×
その他の資産		×	その他の債務		×
財務的勘定		×	財務的勘定		×
		×			×
オフ・バランス契約		×	オフ・バランス契約		×

(1) その意味に従い「加算」または「減算」。過年度の差額と当期変動額の二つに分解可能
(CNC, 1973, p. 58)

上記の疑問は、1970年代以降、ロンドンやニューヨークの証券取引所などへの上場を計画する企業が出てくると、あるいは国際的に事業を展開する企業が多くなってくると、フランス企業にとって現実的な課題となる。1970年代以降、一部のフランス企業グループが1968年CNC連結報告書・勧告書のモデルを採用せず、国外の投資者になじみの深い機能別分類に基づいた連結損益計算書を公表してきた背景として、このような課題の存在を挙げることができる。

そこで、1985年連結会計法および1986年PCG連結会計原則は、性質別分類の成果計算書に加えて、アングロ・サクソン諸国などに一般に見られる機能別分類の成果計算書の採用をオプションとして容認している。第13図表は、1986年PCG連結会計原則の機能別分類に基づく連結成果計算書のモデルである。なお、連結貸借対照表の「連結差額」の用語は、フランス特有の表現であったことから、「剰余金」に変更されている。

第 13 図表 1986 年 PCG 連結会計原則の連結成果計算書モデル (機能別分類)

	N 年度	N-1 年度
売上高		
売上原価		
売上総利益		
販売費		
管理費		
その他の経営費用・収益		
経営成果		
(以下第 11 図表と同一)		

(CNC, 1986, II . 168 より筆者作成)

しかし、これにより、個別次元の成果計算書は性質別分類方式のみである一方、連結次元の成果計算書は性質別分類と機能別分類の2つの方式が可能な状況になり、成果計算書のフォームにおける二元化が出現した。

⑤ 連結会計基準の適用と商法・会社法規制との関係

1) 1968年CNC連結報告書・勧告書の適用

当該報告書・勧告書は1968年3月20日付経済・財務省令により承認されたとはいえ、あくまでも法的強制力のない勧告にすぎない。1985年代半ば以前のフランスでは、連結会計基準に関する法的強制力のある基準は存在せず、経済・財務省が承認する国家会計審議会(CNC)の報告書・勧告書としての基準が存在するだけであった。

第14図表は、1970年代～1980年代に、フランスの上場企業時価総額上位150社のうち、連結計算書類を公表した企業が、その作成上どのような連結会計基準に準拠したのかを示したものである⁽⁷⁾。これによれば、多くの企業は1968年CNC勧告書に従っていることがわかる。

1968年CNC連結報告書・勧告書は単なる勧告にすぎないが、証券取引委員会(COB)が1971年以降その適用を上場会社に指示したからである。すなわち、COBは、1971年7月以降、情報ノート(わが国の有価証券届出書に相当)に連結計算書類を添付することを要求し、その作成基準として1968年CNC報告書・勧告書を指示した。このCOBの指導により、多くの上場会社はCNCの勧告書に準拠して連結計算書類を作成したのである。

第14図表 上場会社のうち時価総額上位150社

連結会計基準	1976年	1977年	1979年	1981年
1968年CNC勧告書	70	73	83	68
国際会計基準(IAS)	2	5	5	5
米国基準(US-GAAP)	8	10	9	7
詳細不明	35	29	32	39
合計	115	117	129	119

(OECCA, 1979, p. 85, 1984, p. 94 より筆者作成)

ただ、その適用は強制ではない。COBは、1968年CNC報告書・勧告書以外の基準の使用を否定しなかった。これと違う基準を用いる場合に、注釈においてその理由を説明することを義務付けただけである。COBはこのような形で、1968年CNC報告書・勧告書以外の基準の使用を事実上容認したのである(COB, 1970, pp. 108-109)。事実、第14図表は、上場企業の中に国際会計基準(IAS)や米国基準(US-GAAP)を採用する企業が十数社存在していたことを示している。

さらに、1980年代に入ると、COBは、従うべき基準について何ら要求しなくなった。準拠した基準が何なのかを明確にし、一部の適用除外がある場合にはこれについて説明することだけを求めた⁽⁸⁾。

既述のとおり、連結計算書類自体は1966年商事会社法適用デクレに規定があり、会社法上の制度である。ただし、年次計算書類に添付できる旨の規定のみであった。連結計算書類の作成基準としては、経済・財務省令が承認したCNCの報告書・勧告書が存在するものの、1968年CNC連結報告書・勧告書は単なる勧告にすぎない。そこで、1968年に創設された証券取引委員会(COB)が上場会社に連結計算書類の作成を義務付けた際に、CNCの勧告書の適用を指導したのである。

このように、1970年代～1980年代前半の期間では、会社法上の任意書類としての連結計算書類、経済・財務省令に基づく法的強制力のない報告書・勧告書、証券監督機関による連結計算書類の義務付け時のその適用の指導、並びに国外の基準の事実上の使用容認といった規制環境の中で、上場企業はCNCの1968年報告書・勧告書、国際会計基準(IAS)または米国基準などに従い連結計算書類を作成してきたのである。

2) 1985年連結会計法

a. 強い法的強制力を持つ連結会計法の創設とその適用範囲

1985年には、連結計算書類に関する1983年6月13日EC会社法指令第7号(83/349/EEC)

の国内法化を目的として、「一定の商事会社および公企業の連結計算書類に関する1985年1月3日法律」（第85-11号）とその適用に係る1986年2月17日デクレ（第86-221号）が、1966年商事会社法とその適用に係る1967年3月23日デクレに連結会計規定を導入した。

1985年1月3日法律とその適用に係る1986年2月17日デクレは、一般に「連結会計法」と呼ばれた。なお、1966年商事会社法およびその1967年適用デクレの連結会計規定は、商法典L233-16条～L233-28条およびR233-3条～R233-16条に統合されている。

商法典L233-16条～L233-28条（旧1966年商事会社法第357-1条～第357-11条）には、以下の規定が定められている。すなわち、

- ・連結計算書類の作成義務と支配の定義(L233-16条)
- ・連結免除(L233-17条)
- ・支配のタイプと連結方法(L233-18条)
- ・連結禁止・除外(L233-19条)
- ・連結計算書類の構成(連結貸借対照表、連結成果計算書および連結注記・附属明細書)と内容(L233-20条)
- ・連結計算書類の正規性および真実性、並びに企業の財産、財務状況および成果の誠実な概観の提供(L233-21条第1項)、誠実な概観の観点からの注記・附属明細書における追加的な情報の提供(同条第2項)
- ・商法典に定める年次計算書類の会計原則・評価規則に基づく連結計算書類の作成および同質の評価方法・連結再処理(L233-22条)
- ・一定の条件でコンセイユ・データのデクレ(後に会計規制委員会(CRC)規則、さらに会計基準機構(ANC)規則に改正)に定める評価規則の使用可能性(L233-23条)
- ・国際会計基準の適用(L233-24条)(1998年4月6日法律第98-261号第6条による国際的基準の任意適用、その後2004年12月20日オルドナンス第2004-1382号第1条による国際会計基準の強制適用)
- ・連結決算日(L233-25条)
- ・連結経営報告書の内容(L233-26条)
- ・会計監査人への提出(L233-27条)

・連結計算書類の監査(L233-28条)(公表義務のない企業がこれを公表する場合の監査)である。

また、連結計算書類の作成に係る具体的な処理に関して、商法典R233-3条～R233-16条(旧1966年商事会社法の適用に係る1967年3月23日デクレ)に以下の規定が定められている。

- ・連結方法:全部連結、比例連結、持分法(R233-3条)
- ・全部連結・比例連結・持分法による成果計算書の成果(R233-4条)
- ・第一回連結差額の処理(R233-5条)
- ・被連結会社における親会社株式・投資有価証券・一時所有有価証券の処理(R233-6条)
- ・連結売上高の定義(R233-7条)
- ・連結の再処理(R233-8条)
- ・為替換算差額の処理(R233-9条)
- ・評価規則(R233-10条)(商法典が定めない評価規則)
- ・貸借対照表の表示形式(勘定式・報告式)と義務的記載項目(R233-11条)
- ・成果計算書の義務的記載項目と収益・費用の性質別分類・機能別分類(R233-12条)
- ・繰延税金の処理(R233-13条)
- ・注記・附属明細書の義務的記載事項(R233-14条)
- ・連結計算書類の作成・公表義務の免除(R233-15条)
- ・連結免除の数値規準(R233-16条)

である。

連結会計法の規定はそれ自体が法令条項であり、強い法的強制力を持つものである。これにより、排他的にまたは共同して他の企業を支配する商事会社は、一定の条件を満たす非上場会社を除き、連結計算書類を作成・公表しなければならない。

なお、上場会社に対しては、すでに「投資の発展と貯蓄の保護に関する1983年1月3日法律第83-1号」第27条(旧1966年商事会社法第357-1条)が、連結計算書類を年次計算書類に添付することを義務付けていた(大下,1998,388頁)。また、連結計算書類の監査に関しては、1983年調和化法第6条IV(旧

1966年商事会社法第228条) および調和化法適用デクレ第39条(旧1966年商事会社法適用デクレ第193条)が、附属書類として連結計算書類を年次計算書類に添付する場合に、その監査証明を原則としてすべての商事会社に義務付けていた。

商事会社法の連結計算書類に関する義務は、企業の困難および調停的解決に係る1984年3月1日法律第84-148号第13条により、商工活動を行う一定規模以上の公企業(entreprises publiques)にも適用される。従って、商事会社法の連結会計規定は、一定の非上場会社を除き、すべての商事会社と商工活動を行う公企業に適用される。

b. 誠実な概観の提供とオプションの容認

これら連結会計規定は、商事会社の企業グループに特有の会計義務を定め、種々の支配のタイプの定義と連結方法、連結計算書類(貸借対照表、成果計算書および注記・附属明細書)の構造と内容を法定し、連結計算書類が正規、真実であり、連結企業集団全体の財産、財務状況および成果の誠実な概観を提供することを求めている。

「誠実な概観」概念の導入による利用者指向性の高まりについては、既述のとおりである。連結会計次元における株主・投資者に対する情報提供目的と強い利用者指向性の結びつきは、連結会計法に個別次元と切り離された形での様々なオプションを生み出している。

連結計算書類は、年次計算書類に対して連結特有の特徴に基づく不可欠の修正を施して、商法典の年次計算書類の作成に係る会計諸原則および評価規則に従い作成するのが原則である。

すなわち、「L233-23条の規定を留保して、連結計算書類は、年次計算書類に比較して連結計算書類に特有の特徴から生ずる不可欠な調整を考慮して、商法典の会計諸原則および評価規則に従い作成するものとする」(旧1966年商事会社法第357-7条、現商法典L233-22条第1項)。また、連結計算書類の資産および負債の要素、費用および収益の要素は、同質的な方法に従いこれを評価する(商法典L233-22条第2項)。

しかし、当該商法典L233-22条は原則の例外

を認めている。これが上記「一定の条件でコンセイユ・デタのデクレ(後に会計規制委員会(CRC)規則、さらに会計基準機構(ANC)規則に改正)に定める評価規則の使用可能性(L233-23条)」を定めたL233-23条である。

また、商法典R233-12条は、連結計算書類の作成上、収益・費用の機能別分類方式をオプションとして容認している。これが上記「成果計算書の義務的記載項目と収益・費用の性質別分類・機能別分類」を定めたR233-12条である。

さらに、商法典L233-24条は、国際会計基準を適用する企業に対して、上記商法典L233-18条～L233-23条の適用自体を免除している。これが上記「国際会計基準の適用(L233-24条)(1998年4月6日法律第98-261号第6条による国際的基準の任意適用、その後2004年12月20日オルドナンス第2004-1382号第1条による国際会計基準の強制適用)」である。

c. 「D248-8条オプション」

まず、L233-23条は、注記・附属明細書に理由を説明することを条件に、

- ・ 価格の変動または取替価値の考慮
 - ・ 後入先出法を用いた代替性資産の評価
 - ・ 商法典L123-18条～L123-21条に定める評価方法以外の評価方法の採用
- を可能にする評価規則を用いることを容認した。

つまり、連結次元では、商法典規定の個別の年次計算書類に係る評価方法以外の評価方法を商法典自体が認めたのである。当該規定を受けて、商法典R233-10条は、9つのオプション的会計処理方法を列挙している。これが、上記「評価規則(R233-10条)(商法典が定めていない評価規則)」である。商法典R233-10条は旧1967年適用デクレ第248-8条の規定を引き継いだものであるので、筆者は9つのオプション的会計処理方法を「D248-8条オプション」と呼んでいる。

9つのオプション的会計方法とは、1. 指数修正歴史的原価法の適用、2. 取替価値法の適用、3. 後入先出法の適用、4. 棚卸資産製造の資金調達のための借入金利息の原価算入、5. ファイナンス・リース契約の資産化、6. ファイナ

ンス・リース契約により顧客の利用に委ねている資産の除外、7. 個別会計で計上した換算差額の損益計上、8. 特定の借入資金の自己資本計上、9. 特定の評価方法の使用、である。

商法典 L233-23 条とその適用に係る R233-10 条は、会社法指令第 7 号の第 29 条第 2 項に定める選択権を行使したものであるが、1970 年代～1980 年代にフランスの国際的企業が採用していた会計方法を、商法・会社法規制の枠組みの中で法的に位置づけたものでもある。

国際的企業は、利用者指向的に、国外の投資者、証券規制当局あるいは証券取引所が要求する会計情報を意識して、国際的に受け入れられている実務を採用してきた。しかし、「D248-8 条オプション」は、フランスの会計システムに評価規則の二元性をもたらすものとなる。すなわち、評価規則に係る個別次元と連結次元の二元化である。

d. 収益・費用の機能別分類方法のオプション

次に、連結会計法は、連結計算書類の作成上、収益・費用の分類方法に関して、機能別分類方式をオプションとして容認している。商法典 R233-12 条第 2 項によれば、「収益および費用はその性質または用途に従い分類される。それらは勘定式または報告式で表示される」。この場合の「用途 (destination)」とはいわゆる「機能別」のことである。

個別次元の成果計算書は性質別分類方式のみが定められているが (商法典 R123-193 条)、商法典 R233-12 条第 2 項は、性質別分類方式に加えて、連結次元で機能別分類方式をオプションとして認めるものである。

機能別分類は 1970 年代～1980 年代に一部のフランス企業が採用していた方式であり、国際的に受け入れられている表示形式である。性質別分類の問題については既述のとおりである。国際的には機能別分類が一般的であり、国際的企業は国外の利用者を念頭において当該方式を連結次元で採用してきたのである。

商法典 R123-193 条は、機能別分類方式を商法・会社法の枠組みの中にオプションとして法的に位置づけるものである。しかし、連結成果

計算書のフォームに係る機能別分類方式のオプションは、フランスにおける成果計算書の表示形式に二元性をもたらすものとなる。すなわち、成果計算書の表示形式に係る個別次元と連結次元の二元化である。

e. 「6 条オプション」

さらに、商法典 L233-24 条は、国際会計基準を適用する企業に対して、上記商法典 L233-18 条～L233-23 条の適用自体を免除した。L233-24 条は旧 1966 年商事会社法第 357-8-1 条を引き継いだものであり、旧 357-8-1 条は「会計規制改革および不動産公示制度の適合に係る 1998 年 4 月 6 日法律第 98-261 号」第 6 条により創設されたものである。当初の旧商事会社法第 357-8-1 条は、国際会計基準 (IAS) または米国基準 (US-GAAP) の国際的会計基準の使用をオプションとして認めるものであり、筆者はこれを「6 条オプション」と呼んできた。

1998 年 4 月 6 日法律第 6 条は、「商事会社に関する 1966 年 7 月 24 日法律第 66-537 号に以下の第 357-8-1 条を挿入する。

第 357-8-1 条 その証券が金融活動の近代化の 1996 年 7 月 2 日法律第 96-597 号第 41 条または第 97 条 VII の意味で金融商品の規制市場で売買を認められている会社は、連結計算書類の作成と公表につき、会計規制委員会の定める条件で、フランス語に翻訳され、共同体規則を遵守しかつ会計規制委員会の規則により承認された国際規則を使用すると、第 357-3 条から第 357-8 条に定める会計規則に準拠することを免除される。」と定めた。

当該 L233-24 条は、2004 年 12 月 20 日オールドナンス第 2004-1382 号第 1 条により一部改正され、EU の認めた国際会計基準 (IAS/IFRS) を適用する場合に、上記商法典 L233-18 条～L233-23 条の適用自体を免除する。

L233-24 条は、上場会社に対する国際会計基準の強制適用という EU レベルでの決定を受けたものであるが、EU レベルでの強制適用の決定は、国内連結会計基準の適用範囲から上場会社を除外した。このことは、上場会社の連結計算書類の作成に係る会計基準がフランスの直接的なコントロール下でないことを意味する。フ

ランスの会計システムは、この意味で二元的なものとなる。

f. 商法・会社法会計規制と国家会計審議会の標準化作業とのリンケージ

1985年の連結会計法では、1983年調和化法と同様に、商法・会社法会計規制と国家会計審議会の標準化作業との間に限定的ながら一定のリンケージが図られた。

すなわち、「連結計算書類は、国家会計審議会の意見聴取の上コンセイユ・データのデクレが定める方式に従いこれを作成し公表する。当該デクレは特に貸借対照表および成果計算書の要素の分類ならびに注記・附属明細書の記載事項を決定する」(1985年1月3日法律第2条、1966年商事会社法第357-5条、商法典L233-20条)である。

前出の「連結計算書類の構成(連結貸借対照表、連結成果計算書および連結注記・附属明細書)と内容(L233-20条)」の規定である。当該規定は、特に貸借対照表および成果計算書の要素の分類ならびに注記・附属明細書の記載事項は、商法典ではなく、国家会計審議会の意見聴取の上、コンセイユ・データのデクレがこれを定めるとした。

国家会計審議会(CNC)の意見聴取義務を定めた点が重要である。商法・会社法の会計規制に国家会計審議会が関与することを商法・会社法の側から法的に定めたからである。商法・会社法会計規制と国家会計審議会の標準化作業との法令上のリンケージである。

3) 1986年プラン・コンタブル・ジェネラル
連結会計原則

1986年には、上記1985年1月3日法律とその適用デクレを考慮した上で、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)に連結会計原則「第四章 計算書類の連結：方法論」が追加された。

PCGは、当該連結会計原則が前出「連結会計法」の規定に一致していることを表明している(CNC, 1986, p. II. 140)。なお、改訂プラン・コンタブル・ジェネラルは1986年12月9日経済・財務・民営化省令により正式に承認されている。

1986年PCG連結会計原則の内容は以下のとおりである。すなわち、

第1節 連結の方法

第2節 連結規則：

- ・一般会計原則の遵守
- ・第一回連結差額の概念
- ・決算日
- ・評価規則・方法の同質性と選択
- ・連結対象企業間の取引の消去
- ・繰延税金
- ・在外企業の計算書類の換算
- ・売上高の定義
- ・再評価および内部的再構築の取引の連結に対する影響
- ・持分法に特有の規定

第3節 連結総合書類：貸借対照表、成果計算書、注記・附属明細書、資金計算書、自己資本変動計算書

である。PCGの連結会計原則の特徴は、連結上の会計技術的内容を中心としている点である。例えば、第1節「連結の方法」では、全部連結、比例連結および持分法の技術的な定義が行われているが、連結の範囲には言及せず、連結会計法の規定に委ねる形になっていた。

PCGの連結会計原則は、上記1985年1月3日法律とその適用デクレの連結会計規定(連結会計法)と整合的であり、法的効力の強い1985年連結会計法が連結の義務や範囲などの重要事項を中心に定め、省令が承認するプラン・コンタブル・ジェネラルはこれを補う形で技術的・具体的な連結処理の原則を定めた。この役割分担は個別会計次元より徹底されているが⁽⁹⁾、PCGの連結会計原則の適用に係る法的効力はPCGの一般会計本体とは異なるものと見られる。

すなわち、個別会計次元では、税務法令の1959年12月28日法律第55条がPCGの一般的・漸進的適用を定めた。これに対応して、前出1965年10月28日デクレが実額利益課税制度における課税利益算定の一般規則としてPCGを指定した。そして、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)の承認に係る省令が、遅くとも1984年1月1日以後に始まる年度から、

すべての商工企業に対して1982年PCGの一般会計の規定に従いその会計を整備することを義務付けた。この場合、PCGの適用の法的根拠は税務関係法令である。

これに対して、1986年にPCGに追加された連結会計原則は第Ⅱ編「一般会計」に収容されたものの、税務上、当該連結会計原則を一般規則とした課税の制度的仕組みは存在しない。既述のとおり、連結納税制度はあるが、これは連結利益をベースとするものではない。そのため、PCGの連結会計原則の適用上の法的基礎は極めて薄弱である。

PCGの一般会計における連結会計原則とそれ以外の規定部分との間には、両者が同じPCGの一般会計の中にありながら、その適用の法的基礎の面で大きな違いがあったと見られる。

1970年代～1980年代前半に引続き、1980年代後半～1990年代においても、一部のフランス企業では、連結計算書類の作成基準として米国基準（US-GAAP）や国際会計基準（IAS）などの国際的会計基準が多様な形で使用されたが、PCG連結会計原則の法的効力上の特徴が当該実務に影響していたと考えるのである。

4) 1999年連結会計規則

a. 1999年連結会計規則の法的効力の強化

1999年に、プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）は分析会計を分離し、さらに一般会計部分から連結会計原則を切り離した上で、会計規制委員会（CRC）規則第99-03号として改訂・公表された。PCGから切り離された連結会計原則は、「1999年連結会計規則」（「商事会社および公企業の連結計算書類に関する会計規制委員会（CRC）規則第99-02号」）として1999年6月22日省令による承認を経て公表された。

会計規制委員会は、国家会計審議会の意見書を行政命令としての規則に変換するために、「会計規制改革および不動産公示制度の適合に係る1998年4月6日法律第98-261号」第6条により設置されたものである。

1999年連結会計規則の内容は以下のとおりである。すなわち、

第1節 連結の範囲と方法

第2節 連結規則：

- ・全部連結、比例連結、持分法

第3節 評価と作成の方法

- ・一般原則

- ・所得税

- ・外貨表示計算書類の換算

第4節 連結総合書類：貸借対照表、成果計算書、注記・附属明細書

第5節 適用の経過措置

1999年連結会計規則は、1986年PCG連結会計原則をベースに、1986年以降に国家会計審議会が公表した意見書等を反映させたものである。なお、1999年連結会計規則は連結会計法と整合的な形で連結の範囲を定めている。

1999年連結会計規則は、1986年PCG連結会計原則と異なり、その適用に係る法的基礎を有する。すなわち、当該1999年連結会計規則は、1999年プラン・コンタブル・ジェネラル（会計規制委員会規則第99-03号）と同様に省令の承認を必要とするとはいえ、前出1998年法第1条第2項に基づいてそれ自体が行政命令として法的強制力を有する。1999年連結会計規則は2000年1月1日以降に開始する年度に係る連結計算書類から適用される。

なお、この1999年連結会計規則の法的強制力の強化に先立って、前出の会計規制改革に係る1998年4月6日法律が、国際的会計基準を継続して使用できるための法的枠組みを創設したことは既述のとおりである。

b. 1999年連結会計規則の適用範囲と商法・会社法上の連結計算書類制度の関係

1998年4月6日法律は、その第1条第2項で、決算書などの会計書類を作成するすべての個人・法人に、会計規制委員会（CRC）の規則を遵守することを義務付けているが、1999年連結会計規則は、その第1条で、「商法典L233-16条の適用を受ける商事会社および1985年1月3日法律第13条の適用を受ける公企業は、本規則および附録に従いその連結計算書類を作成するものとする。」と規定した。

既述のとおり、1999年PCGは、その最初の条項の第110-1条で、年次計算書類の作成義務のあるすべての個人または法人に対する適用義

務を明確に定めたが、1999年連結会計規則においても1999年PCGと同様、規則自体の中に自らの適用の義務と範囲を定めている。

しかし、1999年連結会計規則は、商法・会社法規定（現在いずれも商法典に統合されている）に基づいて連結計算書類の作成義務のある企業に対して、その作成上従わなければならない連結規則として法規定上明確に位置づけられている。

1999年PCGの適用範囲は、他の法令が新たに年次計算書類の作成を義務付ける限り拡大していくのに対して、1999年連結会計規則の適用範囲は、商法・会社法規制に基づき連結計算書類の作成義務のある商事会社と公企業に限定している。この点で両者の適用範囲は大きく異なる。

つまり、1999年PCGは社会の様々な領域で用いることを想定した会計の「共通基準」として位置づけられているのに対して、1999年連結会計規則は「商法・会社法の連結計算書類制度に固有の個別基準」として位置づけられているのである。

c. 会計規制委員会（CRC）と商法・会社法規制との間のリンケージの強化

連結会計法の創設当初から、商法・会社法規制と国家会計審議会（CNC）あるいは会計規制委員会（CRC）との間に一定のリンケージが構築されたことは既述のとおりである。

1999年連結会計規則（会計規制委員会規則第99-02号）は、商法・会社法規制への直接的なリンケージを構築する一方、商法・会社法における連結会計規制の側でも両者間のリンケージを強化してきた。

すなわち、旧L233-23条（旧1966商事会社法357-8条）は、1998年4月6日法律による会計規制委員会（CRC）の創設に伴い、同委員会が「D248-8条オプション」の具体的な内容を直接に定めるものとした。すなわち、

「注記・附属明細書に理由を記載することを条件に、連結主体会社は、L123-17条に定める条件で、次のことを目的とする会計規制委員会の規則が定める評価規則を用いることができる。（以下省略）」（旧L233-23条）である。「次

のこと」とは、価格の変動または取替価値の考慮、後入先出法を用いた代替性資産の評価、商法典L123-18条～L123-21条に定める評価方法以外の評価方法の採用である。

その後2009年1月22日オルドナンス第6条により改正された現行規定では、当該条項は会計規制委員会の後継組織「会計基準機構（ANC）」に変更されて、「注記・附属明細書に理由を記載することを条件に、連結主体会社は、L123-17条に定める条件で、次のことを目的とする会計基準機構（ANC）の規則が定める評価規則を用いることができる（以下省略）。」（現行L233-23条）となった。

他方、連結貸借対照表および連結成果計算書の要素の分類ならびに連結注記・附属明細書の記載事項の決定に関して、国家会計審議会の意見聴取を義務付けたことは既述のとおりである。当該意見聴取義務は、2009年1月22日オルドナンス第5-IV条により大きく改正されている。

すなわち、2009年1月22日オルドナンス第2009-79号第5-IV条（商法典L233-20条第3項）によれば、「連結計算書類は会計基準機構（ANC）の規則が定める方式に従い作成し公表する。当該規則は特に貸借対照表、成果計算書および注記・附属明細書に含めるべき記載事項を決定する。」とされた。連結計算書類の内容は会計基準設定機関（会計基準機構（ANC））が直接定めることを明確にしたのである。

このように、連結会計次元では、連結会計基準が商法典規制の連結計算書類の作成基準として明確に位置づけられると伴に、商法典に定める連結計算書類の内容に関して、商法典の連結計算書類規制と会計基準設定機関（国家会計審議会（CNC）、会計規制委員会（CRC）あるいはその後継機関の会計基準機構（ANC））との間に直接的な強いリンケージが構築され、強化されてきたのである。すなわち、連結会計次元での両者の繋がり、個別会計次元に比較してより直接的であり、より強いと言える。

[未完]

[注記]

- (1) 子会社・参加会社明細書の例（サン・ゴバン社）については、大下, 2007, 21 頁を参照。
- (2) 一般には、19 世紀末からと言われている。例えば、Jadaud, 1970, p. 35 を参照。
- (3) それまでは、1867 年会社法には計算書の作成基準に係る規定がなかった。この点については、大下, 1998, 63-65 頁を参照。
- (4) 1968 年CNC 連結報告書の附属資料には、これら諸外国の連結に係る制度・実務を研究する上で参考にした著書・論文がまとめられている。これによれば、フランス語の文献が28、英語の文献が7、ドイツ語の文献が11、オランダ

語の文献が7であった。ほとんどは1960年代に入って出版された著書・論文である。第15図表は、これらのうち英語、ドイツ語およびオランダ語の各文献をまとめたものである。

英語文献は米国と英国の文献が半々であり、特に、在外子会社の換算、内部利益の消去、未実現損益などの問題に関する文献が取り上げられている。ドイツ語文献は1965年新会社法におけるコンツェルン規制や連結規定に関する論文、また、オランダ語文献は監査、為替換算、企業グループの管理・組織の問題に関する論文が中心である。

第 15 図表 1968 年 CNC 連結報告書附属資料における諸外国の文献

出版年	著者	書名・論文	出版社（掲載誌）/ 国
（英語文献）			
1949	Childs	『連結財務諸表 - 原則と手続き』	Cornell Univ. Press/ 米国
1964	Tuckerman	「在外子会社の客観的連結基準」	Accounting Review/ 米国
1965	Beaton	「連結計算書における内部利益の消去」	Accountant/ 英国
	Egginton	「未実現利益と連結計算書」	Accountancy/ 英国
	Rufus Wison	『アカウンタント・ハンドブック』	Ronald press Co. / 不明
	Russel	「グループ計算書 - その作成・表示と取締役・監査人の責任」	Accountant/ 英国
	Watt	「現地通貨での借入から生ずる未実現外貨換算利益」	NAA Bulletin/ 米国
（ドイツ語文献）			
1963	Kohlstruck	「保険会社における年次貸借対照表 (B/S) の連結」	Wirtschaftsprüfung
	Rose	「コンツェルンの決算日における在外会社の統合」	Wirtschaftsprüfung
	Wieschermann	「株式会社法案に基づく B/S の作成」	Betriebswirtschaft
1964	Bankmann	「年度中に取得した参加の連結」	Wirtschaftsprüfung
1965	Blumbe	「グループ成果の測定」	Betriebswirtschaftliche*
	Haegert	「新会社法によるコンツェルン B/S の責任報告書の連結」	Wirtschaftsprüfung
1966	Havermann	「1965 年会社法に基づく関係企業とその義務」	Wirtschaftsprüfung
	Pausenberger	「コンツェルンにおける内部利益の実現」	Betriebswirtschaftliche*
	Shubert	「新法律に基づくグループ企業間の関係の公表」	Betriebswirtschaftliche*
	Weirich	「1965 年法における連結計算書」	Wirtschaftsprüfung
	Wysock	「グループ化企業の B/S に基づくコンツェルン B/S の変遷」	Wirtschaftsprüfung
（オランダ語）			
1960	Scheffer	「連結貸借対照表」	Maandschrift Economie
1961	Goudekot	「連結」	Maandbl. Voor Account**
	Graafstal	「連結年次計算書と監査人」	Maandbl. Voor Account**
	Groeneveld	「連結年次計算書における為替換算問題」	Maandbl. Voor Account**
	Veringa	「計算書の連結の管理と組織の問題」	Maandbl. Voor Account**
	Zwagerman	「年次計算書の作成と連結の方法」	Maandbl. Voor Account**
1962	Loos	「連結の技術」	Maandbl. Voor Account**

*Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis ** Maandbl. Voor Accountancy en Bedrijfshuishoudkunde (CNC, 1973, pp. 88-89 より筆者作成)

これら文献リストから、特にどのような点が重要な検討課題とされたのかを窺うことができる。在外子会社の換算、企業グループ内の取引、期末の評価などに係る未実現損益の処理、法的規制との関係、監査、企業グループの管理体制などの問題がこれである。この中で、直接、連結会計上の会計処理に関わる問題は、在外子会社の換算、企業グループ内の取引、期末の評価などに係る未実現損益の処理である。これら会計問題を、連結会計実務の最も長い歴史を有する米国と英国の文献を中心に研究したことが推測される。

- (5) 労働法 (L3324-1 条) に定める従業員利益参加額は、税引後純利益-自己資本 $\times 0.05$ の金額に付加価値に占める労務費総額の割合を乗じて算出される金額の50%を参加特別積立金として積み立てる制度である。税引後純利益-自己資本 $\times 0.05$ の金額は、資本に対するリターンを5%と想定し、これを税引後利益から控除した金額から、労働サービスに対する追加的なリターンを算定するという考え方である。なお、制度の詳細については、野村, 1990, 440-453 頁を参照。
- (6) なお、商法・会社法上、連結計算書類に関して、株主総会による審議・決定の義務は2001年5月15日法律第2001-420号(現行商法典L225-100条)により実現している。また、従業員の利益参加の協約は、業績の悪い子会社の場合には参加額を付与できないこともあり、個別企業ごとではなく、グループ次元で結ぶことが可能である。
- (7) 当該データは、専門会計士・認許会計士協会(OECCA)の実施した調査によるものであるが、筆者の調査では、ラファルジュ(Lafarge)は英国基準(UK-GAAP)を用いている。同社は1972年10月からロンドン証券取引所に上場しており、同取引所に英国基準に従った連結財務諸表を提出してきた。ただ、同社の年次報告書には、「国家会計審議会(CNC)の定義する連結基礎に忠実でありつつ(adhering)、かつ英国で一般に認められている会計原則、特に連結基礎に従い(conforming)」(例えば、同社の1975年の年次報告書附属資料『財務諸

表』, p. 16)と表現しており、これから専門会計士・認許会計士協会(OECCA)の実施した調査は、1986年CNC勧告書に従ったものとして同社を分類しているものと推察される。

- (8) この点に関して、COBは1983年度の年次報告書において、1971年7月以来、連結計算書類の公表は増加したが、必ずしも質の改善を伴っていないこと、1968年CNCの勧告書はフランス企業により用いられる連結の方法の実質的な調和化をもたらさなかったことを指摘し、その理由として、いくつかの重要な点(特にのれんおよび外貨表示計算書類の換算)について、CNCの勧告書は明確な処理基準を示していないこと、その他の点について、勧告された方法は国際的に一般に認められている方法とあまりにも相違していたことを挙げている。しかも、COBは、会社グループの特徴がそれ自体異なるならば、連結計算書類の作成方法の多様性は必ずしも非難されるべきものではないこと、重要なのは、連結計算書類の読者にとって採用された方法が何かを知ることができなければならないことを強調している。COBは、1971年7月以降、フランス企業はその読者に必要な情報を提供していないこと、しばしば明確にすることなく「国際的な方法」やCNCの勧告書を用いていること、しかも一部を除外して適用していることを確認している。フランスのこのような現状を、「組織された多様性(pluralité organisée)というよりは混乱した不均質性(hétérogénéité confuse)に似ている」と表現した(COB, 1984, p. 46)。
- (9) この点については、大下, 2017, 25-28 頁を参照。

[参考文献]

- ANC (2014) Autorité des Normes comptables (ANC), Règlement N° 2014-03 du 5 juin 2014 relatif au plan comptable général.
- CNC (1965) Conseil National de la Comptabilité (CNC), *Plan Comptable Général*, Texte présenté par Conseil Supérieur de la Comptabilité, approuvé par arrêté en date du 11 Mai 1957, du Ministre des Affaires Économiques

- et Financières, et du Secrétaire d'État aux Affaires Économiques, Imprimerie Nationale.
- CNC (1973) *Consolidation des bilans et des comptes*, Texte approuvé par arrêté en date du 20 Mars 1968 du Ministre de l'Économie et des Finances, Imprimerie Nationale.
- CNC (1986) *Plan Comptable Général*, Élaboré par le Conseil national de la comptabilité et approuvé le 27 avril 1982 par arrêté du ministre de l'Économie et des Finances et du ministre délégué auprès du ministre de l'Économie et des Finances, chargé du Budget, complété et modifié le 9 décembre 1986 par arrêté du ministre d'État, ministre de l'Économie, des Finances et de la Privatisation.
- CNC (1994) *Les système français de normalisation comptable*, Septembre.
- CNC (2001) *Bulletin trimestriel* n° 127 2^e trimestre.
- CRC (1999) Comité de la Réglementation Comptable (CRC), Règlement n° 99-02 relatif aux comptes consolidés des sociétés commerciales et entreprises publiques.
- COB (1970) Commission des Opérations de Bourse (COB), 3^{ème} Rapport au président de la république 1970.
- COB (1984) 16^{ème} Rapport au président de la république 1983.
- Cornu, C. (1987) *Vocabulaire juridique*, PUF.
- Jadaud, B. (1970) *L'impôt et les groups de sociétés*, Éditions Berger-Levrault.
- Lafarge (1975) *Annual report: Financial statements of the company 1975*.
- OECCA (1979) Ordre des Experts Comptables et des Comptables Agréés (OECCA), *Les Rapports annuels des sociétés françaises 1978*, Masson.
- OECCA (1984) *Les Rapports annuels des sociétés françaises 1981*, Masson.
- Saint-Pierre, R. (1969) Réflexions sur la pratique des bilans et des comptes consolidés en France, *Économie et Comptabilité*, numéro 88, Décembre.
- 大下勇二 (1998) 『フランス財務報告制度の展開』多賀出版。
- 大下勇二 (2007) 「フランス連結会計基準の国際的調和 (14)」法政大学経営学会『経営志林』第44巻3号, 2007年10月。
- 大下勇二 (2017) 「フランス連結会計基準の国際的調和 (23) - 連結会計基準とプラン・コンタブル・ジェネラル -」法政大学経営学会『経営志林』第54巻第1号, 2017年4月。
- 中村宣一郎・森川八州男・野村健太郎・高尾裕二・大下勇二訳 (1984) 『フランス会計原則 - プラン・コンタブル・ジェネラル -』同文館。
- 野村健太郎 (1976) 『連結会計論 - フランス連結会計の発展史的研究 -』森山書店。
- 野村健太郎 (1990) 『フランス企業会計』中央経済社。